

令和7年 第3回定例会

# 宇検村議会議録

令和7年9月9日開会  
令和7年9月17日閉会

## 宇 検 村 議 会

# 令和 7 年第 3 回宇検村議会定例会

令和7年9月議会

## 令和7年第3回宇検村議会定例会会期日程

9月9日（火）開会～9月17日（水）閉会 会期 9日間

日 次	月 日	曜 日	会 議・休 会・その他の活動
第1日	9月9日	火	本会議（開会・一般質問・議案審議）
第2日	9月10日	水	決算審査特別委員会
第3日	9月11日	木	決算審査特別委員会
第4日	9月12日	金	休 会
第5日	9月13日	土	休 会
第6日	9月14日	日	休 会
第7日	9月15日	月	休 会
第8日	9月16日	火	常任委員会委員・全員協議会
第9日	9月17日	水	最終本会議（議案審議）

令和 7 年第 3 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和7年9月9日

## 令和7年第3回宇検村議会定例会会議録

令和7年9月9日（火曜日）午前9時30分開議

### 1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
  - 7番 吉永 常明 議員
  - 5番 肥後 充浩 議員
  - 2番 倉本 富夫 議員
  - 1番 川上 真理 議員
- 日程第 6 認定第 1 号 令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和6年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 8 認定第 3 号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 10 認定第 5 号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 11 認定第 6 号 令和6年度宇検村簡易水道事業会計決算について
- 日程第 12 認定第 7 号 令和6年度宇検村集落排水事業会計決算について  
(以上7件一括上程・説明・委員会付託)
- 日程第 13 議案第 39号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 40号 令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 41号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について  
(以上2件一括上程・説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 42号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 43号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について  
(以上2件一括上程・説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議案第 44号 令和7年度宇検村簡易水道事業会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 議案第 45号 令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)

○日程第 20 諒問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるについて  
(説明・質疑・討論・採決)

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	川上 真理 議員	2番	倉本 富夫 議員
3番	壽山 新太郎 議員	4番	海原 隆家 議員
5番	肥後 充浩 議員	6番	杉浦 治俊 議員
7番	吉永 常明 議員	8番	喜島 孝行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 保枝力人君 書記 森妙子君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	企画観光課長	辰島月美君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	辰島伸乃介君
総務課長	泉清一郎君	住民税務課長	小松洋仁君
保健福祉課長	松井学君	産業振興課長	柳栄治君
会計課長	古島敦子君		

### △ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまから、令和7年第3回字検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

### △ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、海原隆家議員、肥後充浩議員を指名します。

### △ 日程第2 会期の決定

○議長（喜島孝行議員）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日から9月17日までの9日間と決定しました。

### △ 日程第3 諸般の報告

○議長（喜島孝行議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元にお配りしております報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

### △ 日程第4 行政報告

○議長（喜島孝行議員）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、令和7年第2回定例会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主立ったものを報告いたします。

6月27日、サシバサミットPR島内市町村回りを行いました。

7月10日、メッシュサポートとの意見交換会、奄美やんばる広域圏交流推進協議会総会が奄美市であります、出席いたしました。

7月15日、国交省国土政策局長との意見交換会が奄美市であり、出席いたしました。

7月22日、行財政委員会先進地視察が愛知県であり、出席いたしました。

7月27日、宇検村防災訓練と国民保護勉強会を実施いたしました。

7月30日、奄振の令和8年度予算の中央要望活動が東京であり、出席いたしました。

8月2日、奄美の物産展が兵庫県尼崎市であり、出席いたしました。

8月6日、中野国土交通大臣との意見交換会、懇親会が奄美市であり、出席いたしました。

8月18日、中野国土交通大臣との意見交換会、懇親会が徳之島町であり、出席いたしました。

8月22日、沖縄対馬丸慰靈祭が那覇市であり、出席いたしました。

8月23日、あなたのそばで県議会が瀬戸内町であり、出席いたしました。

8月24日、第9回宇検村対馬丸慰靈祭が船越海岸であり、出席いたしました。

8月25日、第2回サシバサミット実行委員会を開催いたしました。

9月3日、自民党奄美振興特別委員会、沖縄振興調査会の合同会議が東京であり、出席いたしました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（喜島孝行議員）

これで、行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（喜島孝行議員）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

○7番（吉永常明議員）

皆さん、おはようございます。令和7年第3回定例会にあたり、一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言所見を申し上げたいと思います。まだまだ残暑厳しい中、村民におかれましては、体に気をつけていただき、この暑さを乗り切って過ごしていただきたいと思います。今年度は

天候に恵まれ、これまで8集落で宇検村の伝統文化である豊年祭が行われ、今週14日には残り6集落で行われる予定です。本村の伝統文化である豊年祭がこの先も続けていくように頑張りましょう。

それでは、通告している一般質問を行いと思います。

まず最初に、ライドシェアについてですが、10月1日よりいよいよ実証運行が始まります。その内容について、7項目挙げて質問をしていきたいと思います。

まず1つ目にドライバーの確保について。2つ目に運行時間について。3つ目に運行車両について。4番目に路線について。5番目に料金について。ドライバーの報酬も含めて。6番目に予約方法。7番目に島バスが廃止になる予定ですが、それについて。以上7項目について当局の考えを伺いたいと思います。

2点目に、少子化対策について。これまで親子山村留学を15年間続けているわけですけども、今後、今の形でできていかれるか、取組について当局の考えを伺いたいと思います。以上です。

#### ○議長（喜島孝行議員）

ただいまの吉永議員の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

吉永議員のご質問にお答えいたします。

まず、ライドシェアについての、10月1日より実証運行の内容について伺うとのご質問の、1点目のドライバーの確保についてとのご質問ですが、実証運行は村内5つのエリアに区分し、時間帯を4つのシフトに分けて運行します。1つのエリアの1シフトに常に2名のドライバーを確保して実証運行を行う予定です。1名の方が複数のシフトを担うことも可能ですが、ドライバー登録者が多いほうが不測の状況に対応ができるため、できるだけご協力いただけるようにと説明会、募集活動を行ったところです。去る9月7日と8日に応募いただいた方を対象に大臣認定講習を実施し、久志エリア1人、芦検・田検エリア6人、湯湾エリア14人、名柄エリア3人、阿室エリア4人、村内合計28人が現在公共ライドシェアドライバーとして登録されることになります。

次に、2点目の運行時間についてとのご質問ですが、ドライバーのシフトを①6時から9時、②10時から13時、③14時から17時、④18時から21時20分と4つに分けており、利用される方はこのシフト内で利用希望する時間に予約していただくことになります。予約される方が複数に近い時間に重なる場合は、乗り合いを調整するため最高20分の乗降のズレが生じる場合がありますが、効率よい運行ができるよう、実証運行期間をしっかりと検証を行ってまいります。

次に、3点目の運行車両についてとのご質問ですが、交通空白解消事業補助金により、ライドシェア用の車両を4台準備しております。その他、ドライバーとして登録された方が所有する車両で、本人が登録を希望された車両が14台、乗車人数が多いときに対応できるよう、現在役場保有のバスとハイエース、リーフも使用できるよう登録する予定です。

次に、4点目の路線についてとのご質問ですが、基本的に、村内でしたらドアツードア、村内の希

望する場所から希望する場所までの運行となります。奄美市名瀬市街地への運行は、月曜日と木曜日の週2回、上降場所は、県立大島病院、徳洲会病院、イオン、名瀬郵便局前、奄美中央病院、医師会病院の6カ所となっています。

次に、5点目の料金について、ドライバーの報酬はとのご質問ですが、シフト手当、距離費、燃料費の3項目の合計となります。シフト手当はシフトに1つ入るごとに500円、距離費が5kmあたり100円。登録した自家用車を利用する場合は、燃料費が10kmあたり200円で設定しており、運航実績に応じて1カ月の合計報酬をお支払いすることになります。

次に、6点目の予約方法についてとのご質問ですが、スマートフォンやタブレットのアプリから予約していただく方法と、電話で直接予約していただく2パターンの方法があります。週2回運行する奄美市・名瀬市街地往復便を利用する方は前日までに、村内利用の方は1時間前までに予約をしていただきます。

次に、7点目の島バスの路線廃止についてとのご質問ですが、ライドシェアの導入に伴い、島バスから廃止ではなく路線の休止という申し出があり、宇検村地域公共交通活性化協議会で承認されたところです。10月1日から休止されるのは、屋鈍から湯湾の系統と、週2便運航していた宇検から石良の系統です。休止に伴い、湯湾から新村の系統が新たに運航することになり、名瀬瀬戸内への接続が増え、利便性が向上することも期待しております。少子化対策についてのご質問には、教育長が答弁いたします。以上です。

#### ○教育長（村野巳代治君）

それでは、少子化対策の中の親子山村留学についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、村内では、阿室校区住民の方が、阿室小中学校の児童生徒が減少し、学校の存続ができなくなるのではないかという危機感から行動を起こし、校区民一体となって、教育委員会事務局と連携をとりながら、平成22年度に阿室校区活性化対策委員会を立ち上げて発足させた制度です。また、翌年には名柄校区でも活性化対策委員会を立ち上げて、2校区において親子山村留学の児童生徒を受け入れております。今までの実績としましては、阿室校区においては21世帯35名の児童生徒を受け入れ、名柄校区においては19世帯30名の児童生徒の受け入れを行い、2校区を合わせますと40世帯65名の子供たちを学校に受け入れている実績がございます。親子山村留学の今後の取り組みにつきましては、現在取り組んでいる2校区の活性化対策委員会と引き続き連携を密に行い、改善すべき点等は改善を図りながら、親子山村留学が継続していくように取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

#### ○議長（喜島孝行議員）

再質問はありますか。

#### ○7番（吉永常明議員）

最初に順番を追ってちょっと質問をしていきたいと思います。

まず、ドライバー確保についてですけど、先ほど答弁がありましたように、9月の7、8で応募して

28名の方が現在登録をされているという答弁でしたけど、その28名って方は村内の方なのか、間違いないなく28名全部が10月1日からの運行に参加されるのか、そこら辺ちょっとお願ひします。

○企画観光課長（辰島月美君）

ドライバーは、募集で応募していただいた28名は全員村内の方で10月1日からの実証運行に協力していただけるという確認が取れています。

○7番（吉永常明議員）

先月、このライドシェアが始まる前に各集落で説明会があったんですよね。5エリアに分けて、担当者の話でしたら、5エリアで最低2名ずつを確保したいっていう話があって、今回見たら久志エリアだけ1人なんですけど、そこら辺の対応はどういうふうに考えますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

28名の今登録が行われているんですけども、今の状況から言うと、もう少し募集を行わないと、このエリアで対応が難しいのではないかとは思っております。来月の10月1日から実証運航を今回始まるんですけども、どれだけの方が利用していただけるのか、どれだけの校区の方が時間帯を多く利用するのかという、そういう分析が今からなんですかドライバーに関しては早めに再度募集をかけて協力依頼をかける予定としております。それまでは足りない校区は他所の校区から派遣をしてっていう、そういうシフトにする予定としています。

○7番（吉永常明議員）

僕ドライバーが28人っていうのは非常に驚いているんですよ。こんなにドライバーが来るのかなというふうに、応募があるのかなというふうに僕自身はずつと思ってたんですけど、28人もあればなんとか運行はできるかなと思っております。

次の、時間なんですけど、先ほどの答弁で、1つ目が6時から9時で、10時から13時、14時から17時、18時から21時って、こう書いてるんですけども、そして、じゃあ予約される方がこの6時から9時の間に、例えば、もう極端な話、10分おきに10人の方が予約を入れたら、そこら辺はどうされるのか。だったら、例えばこれ6時台に、例えば6時と6時半とか7時だったら7時と7時半とか時間を区切ってやったほうが予約される方も意外と予約しやすいのかと。こうやられたら、じゃあ、もう自分の好きな時間に予約を入れて、例えば1人だったら1人でも運行していかなければならぬような内容だと思うんだけど、そこら辺はどう。

○企画観光課長（辰島月美君）

おっしゃるとおり、時間がかかるっていうパターンが出てくるかと思います。答弁の中でも最高20分の乗降の差が出るって申し上げておりますが、それは、10分おきの場合は乗り合いが効率がいいので、6時20分に予約される方と6時10分に予約される方が両方いらっしゃったら、20分間隔の中で重なっているっていうことで調整をして、一緒に乗り合いで移動していただくっていう、そういう形をとっていきたいと思っています。

○7番（吉永常明議員）

そしたら、例えば、本人が役場に、何時に閉まる、何時に行きたいと、それを逆算して予約入れますよね。そうしたときに、じゃあ、自分は10分に行きたいけど、20分の人もいるから、それまで結局は待たなきゃならないわけですよね。そしたら、その人にはもう前もってそういうふうになりますよっていうのは、どういう形で連絡を入れられるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

全てシステムで管理ができるようになっています。何時にお迎えに行くっていう部分が、6時10分に予約した方、調整をする時間をまたドライバーから連絡、もしくはお迎えに行くときに調整っていう形で、実際に運行するときにどれだけの乗り合いの方が出てくるかっていうのも、実際に運行しないと分からない部分もあるんですけども、阿室校区から乗せて乗降する人で、途中でまた名柄で拾ってっていうパターンも出てくると思うので、そちらの調整っていうのはシステムのほうで調整ができるような流れになっています。

○7番（吉永常明議員）

それは分かりました。そしたらもう1つ、これは今、村内にいる方を対象にした運行方法だと思いますけど、結局、例えば内地から急に島に帰ってきて、島バスを利用して新村まで来ましたと。新村からの便が名瀬からの来る便と連結できるのかどうか、そこら辺お願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

ライドシェアで新村までが範囲となっていますので、1時間前って申し上げていますが、旅行などで移動される方は計画的に前日までにはまた予約ができるかと思いますので、村外の方にも対応ができるような体制を整えていきたいと思っています。

○7番（吉永常明議員）

今でもね、やっぱり内地から島に来る方で、やっぱりバスを利用される人がいるわけですよ。急にこう来られるわけですね。そういう人なんかは、こういう制度があるっていうのはもちろん分からぬわけですから。そういう人たちのためにも結局普通にあるだろうと思って、名瀬から新村まで来た。だけど、新村で宇検村行きのバスはないっていうのも可能性あるわけですね。

○企画観光課長（辰島月美君）

奄美市から宇検村への接続バスが現在3便になっていますが、1便新村湯湾線が増えるので4便接続のバスがあることになります。普通の、今までと同じようにバスの接続を利用して、村外の方は利用する方が多いのではないかとは予想しているんですけども、その接続がないバスで新村までいらっしゃった方には、この公共ライドシェアっていう仕組みを利用して移動していただくっていう、今までの定期バス、プラスライドシェアが追加されて、利便性を高く持っていくっていう、そういう制度になるので、普通の公共交通のそれはバスで接続がなくなるっていう部分ではないので、村外からの移動っていうのは、今までと変わらずご利用できるっていう形になります。

○7番（吉永常明議員）

そしたら、じゃあ内地から来る方は別に予約しなくても行けますよっていうこと。

○企画観光課長（辰島月美君）

内地からいらっしゃる方で名瀬から宇検村に移動されたい方は、通常は多分島バスを利用されるのではないかと想定はしています。

○7番（吉永常明議員）

いや、島バスから新村まで来ますよね。新村まで今までつなぎがあつて、新村から湯湾まで来れて、湯湾から宇検屋鈍に来れたんだけど、結局、観光客もそうだし、内地から島の人が来て、普通に今までどおりに新村まで来ます。ライドシェアでしたら、今の話だと予約をしないと乗れない。だけど、内地の人は分からぬ、観光客も当然分からぬと思うんだけど。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、その廃止路線、休止路線の件なんですけれども、休止路線は、屋鈍から湯湾までの線が休止路線になります。湯湾から新村を接続して名瀬に行くその便っていうのは現在と変わらず運行しますので、内地の方は通常どおりの移動手段で利用されるということは想定はしています。それプラス、その接続がないパターンで名瀬を利用したいとか、名瀬から帰って来る方っていうのは村内の方が多いと予想しているので、そういう方々はライドシェアの仕組みを利用して、利便性の高い交通として移動手段を利用していただきたいということになっています。

○7番（吉永常明議員）

分かりました。あそこ、湯湾からは通常どおりあるっていうことね。それ以外に結局、ライドシェアですから、通常の定期以外に、例えば名瀬までこう行きたいって方は、それをライドシェアで予約すれば、名瀬まで行ってくれるパターンもあるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

名瀬まで週に1回運行する予定としています。乗り継ぎでなく、直行名瀬に行きたい方であつたりとかは、ライドシェアで利用していただくっていうことになります。県病院の受付であつたりとか、通常のバスではちょっと間に合わぬ方などは、ライドシェアのほうを利用して、予約をして利用していただければと考えております。

○7番（吉永常明議員）

そしたら、通常どおり、湯湾から新村まではありますよと。そうしたときに、今、通勤される高校生とか結構いると思うんだけど、その方なんかは、やはり今度からはライドシェアを予約していくってこと。

○企画観光課長（辰島月美君）

宇検新村線のほうは休止路線ではないので、通常どおり利用、今までと変わらず利用していただくことになります。屋鈍線が休止になるので、屋鈍線の通学をされる方はライドシェアで湯湾まで来て、そこから公共交通、島バスを利用して名瀬のほうに行くということになります。

○7番（吉永常明議員）

これ、時間、もう1回聞きますけど、基本は前日予約で、今までもそうですけど、バスを利用され

るのはやっぱり高齢者が多分多いと思うんだけど、ホームページとか、そんないろんなので、こう載せてはいますけど、多くの方が、電話予約しか多分難しいかなというふうに思うんだけど、そこら辺は、これ当日の予約もオッケーなのかな。当日オッケーやね。1週間前に。分かりました。だつたらいいです。

じゃあ、次に、車両について聞きます。当初、この説明を受けたときに、エリアが5地区あって、各エリアに1台バス、なんか車を用意されるようなこと聞いたんだけど、この答弁では4台ってことなんんですけど、そこら辺は。

○企画観光課長（辰島月美君）

有償走行のライドシェアで運行できるバスが、個人の自家用車の登録がまた14台あります。基本的にはエリアは5つに分かれているんですけども、このBエリアとCエリア、湯湾、田検、芦検っていうのは一つの田検校区になっておりますので、そちらのほうは利用が多いと予想される芦検に1台置いて、湯湾は役場の公用車もありますし、対応ができる。そして自家用車を登録している方も多いので、そのように臨機応変に自家用車と公用車と利用できればと考えております。

○7番（吉永常明議員）

これ、一般の自家用車を14台予定されているってことなんんですけど、それについての、結局、保険とかはこう役場が入られるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

登録される普通の自賠責であったりとかは、もちろん個人がかけていただくことになるんですけども、ライドシェアで利用するっていう部分の、そのライドシェアの保険っていうのは、こちらのほうで宇検村がかけるっていうことになります。

○7番（吉永常明議員）

次に、ちょっと路線について話を聞いていきたいんですけど、前回、5地区分かれて、1地区の移動は200円で、次の地区に移動するのに200円で、そしたら、例えば屋鈍から湯湾まで来たら600円ということよね。そうしたときに、現在、住民課が、高齢者にやっている無料バスっていうので、それはどうなんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

このライドシェアになっても、70歳以上高齢者の方は無料となります。それはもう利用されるときの、その70歳以上っていう登録の中で、徴収をしないっていうことになります。

○7番（吉永常明議員）

そうしたときのドライバーへの報酬はどこから出るんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ドライバー報酬は宇検村のほうからお支払いする形になります。今のところ、月に1回の精算ということでお支払いする予定としています。

○7番（吉永常明議員）

これは先ほど村長の答弁にあったけど、補助金を使っての報酬なのか、村単独で出されるのか、どっちですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この実証運行は、その車両の購入であったり、仕組みづくり、そのアプリの購入であったりとかいうのは該当するんですけども、人件費っていう部分ではちょっと該当しないので、今回、人件費のその報酬っていう部分が、最初計算がどのようにしていくのかっていうのが見込まれていなかったので、今回の補正でお願いしているところなんですけれども、どれだけの運行があるのかちょっと読めない部分があるので、最大値で報酬を計算して補正でお願いしているところです。

○7番（吉永常明議員）

現在28名の方が応募されているっていうことなんだけど、実際に運行されて報酬が合わないってなったときに人が減る可能性ってあると思うんだけど、そこら辺の対策はどうされているか。

○企画観光課長（辰島月美君）

これも実証運行後の間に精査することになると思います。最低賃金に換算すればかなり安い設定になっております。雇用を生むための最初の仕組みづくりではなく、交通手段、住みやすい村づくりという観点からこの仕組みを入れているものですから、賃金という部分で考えて報酬を算定していない部分があります。しかし、時間の拘束という部分を考えるとかなり安い対価になるかと思うので、そちらのほうも、ドライバーの方々の意見を聞きながら、適正な価格っていう部分を設定していくかないといけないかなということは考えております。

○7番（吉永常明議員）

そうした中で、今回、28名の応募されたドライバーの大体年齢層が分かったら、ちょっと教えていただけませんか。

○企画観光課長（辰島月美君）

年齢の平均値は出していないんですけども、実際に活動できる方々が応募していただいているります。

○7番（吉永常明議員）

いや、結局、なんでそういうことを聞いたかというと、現役世代はあまりいないんじゃないかなと。現役を引いた方が多分多いんじゃないかと思ってちょっと質問したけど、差し支えなかったら、そこら辺、どうですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

このドライバーを希望してくださる方がどれだけかっていうのもちょっと予想ができなかつたもんですから、役場の現役の方々にも講習を受けていただいて、不測の事態が起きたらいつでも対応ができるようにということで、現役世代の方もかなり、過半数は登録していることになっております。

○7番（吉永常明議員）

ちなみに男女比は分かりますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

男女比で言うと、少し男性が多いかなというぐらいで、12、13名、女性の方となっています。

○7番（吉永常明議員）

じゃあ次に、ちょっと島バスの件で話を聞いていきます。最初ちょっと島バス僕は廃止かなと思ったんですけど、いきなり10月ジャストの廃止じゃないってことで、休止ってことなんでホッとしてるんだけど。もしこのライドシェアがシステム上スムーズに運行できないときは休止ですから、なんとか対応をお願いしたら対応ができるってことなんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

現状の島バスの運転手不足、車両不足っていう部分から考えれば、こちらのほうのライドシェアの移行するっていうことに協力をいただいているので、このライドシェアが持続可能な交通手段となるように努めていきたいと思っております。

○7番（吉永常明議員）

今回1日からの試験運転ですから、島バスを運行しながらライドシェアも運行していった場合は、やっぱり実際にどれぐらいの方がライドシェアを利用されるか全然結局読めないんで、ある意味では休止をして実際に村民の動向を見るには仕方がないのかなと思うんだけど、やっぱり結局、宇検村も島バスに対して1,900万ぐらいの補助金を出されてますから、そうした中で休止された場合には、当然その補助金に関しては戻ってくるというか、返ってくるってことでいいんですよね。

○企画観光課長（辰島月美君）

こちらの補助金は、実績に伴ってお支払いしている部分で、10月1日から9月30日までの期間の補填という形になっております。ですから、来年の9月30日までのやつは赤字に対しての補助金を支払いすることにはなってはいるんですけども、休止をしている部分はおっしゃるとおり今運行していないので、そこの補填というのはなくなるということになります。

○7番（吉永常明議員）

今、課長来年の9月って言わなかつたっけ。来年の9月。来年の3月じゃないの。

○企画観光課長（辰島月美君）

周期で、決算の関係で、役場のほうは4月から3月末の決算になるんですけども、島バスさんのほうは10月1日から9月30日までのそこの運行に対しての補助っていう形ずっと行っているので、9月30日までの決算でその赤字補填をするっていうことになっております。

○7番（吉永常明議員）

10月1日から向こうにやるということは、今年度の補助金は全くいらないってことじゃない。

○企画観光課長（辰島月美君）

昨年の10月1日から今度の9月30日までの運行ですので、今年度のは補助が発生するっていうことになります。

○7番（吉永常明議員）

そしたら、去年の当初で組んでるやつが去年の10月1日から今年の30日で、今年の令和7年度に組んでる予算は10月1日から来年の9月30日っていう予算じゃないのかな。

○企画観光課長（辰島月美君）

今からお支払いする部分が今年度の9月30日まで締めた決算が今から出てくるので、それに対してのお支払いっていうことになります。

○7番（吉永常明議員）

それは今年度の予算からっていうこと、今年度予算、ちょっと待って。10月1日から来年の9月30日までは島バスに支払いますよというのが今年の当初予算じゃないのかな。

○企画観光課長（辰島月美君）

島バスさんのその運行の実績っていうのが、間もなく9月30日で1年間の実績が提出されます。その実績に応じて、今年度当初で組んでいるその補助金からお支払いするっていう形になります。

○7番（吉永常明議員）

分かりました。料金は分かりました。それで、当然こう、今までずっと島バスを利用されてる方が、島バスが急になくなって、10月1日から予約をしてくださいよっていうのが、村民の方にスムーズに、村民が受け入れられるっていうか、理解できるような告知はどういうふうな形を持ってされるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

住民説明会は一応行ってはいるんですけども、なかなか分かりにくい方もいらっしゃるかと思います。28名の方がドライバーとして登録していただいているので、その方々からの口コミっていうのが1番島では伝わりやすい部分もありますし、こういうやり取りの中でも、村民の方がこの議会を通じていろいろ理解をしていただければとは思ってはいるんですけども、何らかの方法が、また、思いつく限り、周知っていうのは徹底していかなければと思っています。ライドシェアを始める前に出発式というのも行いますので、いろんな機会を捉えて、村民の方がこのライドシェアの仕組みを理解していただき、また利用していただけるように努力していかなければと思っています。

○7番（吉永常明議員）

そうした中で、今のライドシェアが始まりますよと。ドライバーも各地域にいて、顔馴染みになってきましたと。そうしたときに、恐らく島の方はもう役場に電話してやられるか、ドライバーとの電話でやり取りするのであるんじゃないかと思うんだけど、そこら辺の対応はどうされますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ドライバーの方々のその登録、その日に運行するそのエリアで誰が運行するかというのはこちらのほうが調整するので、シフトに入っていないパターンもあるかと思います。移動したいという方は、やはり電話受付はケンムンの館のほうに今お願いしているんですけども、システムで直接予約する方も、ドライバーを指定をして予約するということはできない形になっているので、統一し

た予約の仕方で利用していただくっていうことになります。

○7番（吉永常明議員）

これ、本当にこれからちゃんと運行されていけば、村民にとっては非常に利用しやすい制度かなというふうに思ってるんですよ。それがやはり村民が漏れなくこのライドシェアを利用される方向で、ぜひ行政のほうも努力をし、いい方向にいくように要望します。

次に、ちょっと親子山村についてお願ひします。親子山村留学が始まって、もう15年になります。現在、実績を見たら、それなりの効果は非常にあったと思ってます。これから先で、今名柄校区は、住宅不足で、その山村留学をちょっと休止してますけど、今後について、現在、あと何年かな。阿室校区あと5年もしないのかな。名柄校区でも6年ぐらいで、今いる地元には、今のところ子供がいないんですよね、今のところ。今からどうなるか、それは分かりませんけど、そうしたときに、このまま親子山村留学っていうのを続けていくべきかなと。非常に親子山村留学はもう本当実績があって、地域の活性化にもなっているんですよ。それぞれの名柄校区、阿室校区の活性化委員会っていうのは当然あって然るべきかなと思って、地域にも非常に貢献してるんで、いいかなと思います。その山村留学については一遍こら辺で、今後やっぱりどういう方向で行くのか、どういうふうにしたらいいのか、両委員会と話を一遍持って行くべきじゃないかと思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。議員の事業の見直しに関してなんですけども、学校存続のため、人々、地域、校区の住民の方々が主体となって地域活性化対策委員会を立ち上げ、開始された親子山村留学の制度です。教育委員会としましても、議員がおっしゃったとおり、学校存続のためには必要な事業だと捉えております。なので、事業立ち上げ同様、事業の見直しに関しましても、2校区の地区活性化対策委員会の意見もいただきながら検討すべき事項と捉えております。今後も、今のところですが、2校区の活性化対策委員会と連携を密に行って、先ほど教育長の答弁もありましたとおり、改善すべきところは改善しながら、親子山村留学が継続していくように取り組んでいきたいと考えております。

○7番（吉永常明議員）

先ほどちょっと質問した中で、やっぱり両校区においてこの先のことを考えたときに、教育委員会としても、村としてもですけど、今後の学校のあり方についてもやっぱり考えていく必要があるかなというふうに思ってるんですけど、そうした中で、今後の学校のあり方についてもやっぱり村民にアンケートを取るなり、なんかとて、今後の学校をどうするかっていうのをある程度、この5年、10年を見たときにそういう準備をしてもいいかなというふうに思うんですけど、教育長、どうですかね、そこら辺。

○教育長（村野巳代治君）

お答えいたします。子供たちの出生状況と宇検村内の状況を見ましたら、教育に関して、学校に

関して見た場合にですね、そういうことをご心配されることはもう当然のことだと思っております。私としましても、定例の教育委員会等でも話題にしながら、そのさっき議員がおっしゃったように、向こう5年間ぐらいまでは今の状況で子供の数も推移しますので、その山村留学はどの年に何名入ってくるっていうのが全くの未知数なので、そこはもう計算には入れられないんですけども、現在の状況では、向こう5年間ぐらい今の状況で行くんですけども、その後についてのことはですね、話題にしながらこちらとしても考えていきたいと考えているところであります。以上です。

○7番（吉永常明議員）

結局、名柄地区はもう住宅不足ということで山村留学を受入れを中止しますけど、阿室校区においてもそれはもう当然言えることで、やはり今後の村内の学校のあり方を考えていかないと、むやみに、じゃあ住宅を作ってくださいというふうにもなかなかいいかないんで、やっぱ今後のことを見て、やっぱり学校の、結局今もあそこの地区で統合がされてるんで、そこら辺もちょっと視野に入れながら、学校のあり方についてぜひ村長にもちょっと考えてほしいなと思うんだけど、村長、どうですかね。

○村長（元山公知君）

今、議員からも提案がありましたように、各活性化委員会との協議を重ねていくというのは本当大事なことだと思ってます。ご提案ありがとうございます。今いろんな、地区でも市町村でもそういうお話があつたりするんですけども、やはり急に例えばそういうふうにするとか、そういうことがないように、今から協議を始めていって、以前からもやっぱりこう、今、親子山村留学があるから大丈夫そうですねみたいな感じだったのが、もう今現実に田検の学校でもかなりこう人数も少なくなってきていて、ですので、やっぱりこういろいろしっかりとデータを基にしてそういう情報を全部集めて、そこで皆さんと一緒に協議していければまたいろいろな活路が見出せるのかなと思ってますので、またその辺はしっかりと、我々の府内、また村民の皆さんと、また活性化の皆さんとしっかりと協議しながら対策を練っていきたいと思っております。

○7番（吉永常明議員）

そういうふうに前向きに考えていただいて、今後の村のあり方を含めて、やはり前向きにぜひ検討していただきたいと思います。ちょっと時間早いんですけども、これで私の質問を終わります。

○議長（喜島孝行議員）

すみません。吉永議員が終わる前に、答弁の訂正をしたいと企画観光課長より。

○企画観光課長（辰島月美君）

この場が村民の説明になるので、先ほどの答弁が少しちょと間違いましたので、訂正させていただきたいと思います。予約をするときに、5分、10分刻みで重なったらどうなるかというご質問があったかと思うんですけども、予約の時間帯を、シフトを1から4に分けてはいるんですが、その内で20分刻みで予約をしていただくということになっております。ですから、6時、6時20分、6時40分、そういう20分刻みですので、その20分間の6時20分を予約する、6時ちょうど予約する

っていう方々の乗り合わせっていうのは起きないんですけども、その間の方々っていうのは、どちらかにこう時間を合わせていただくっていうことになります。

○7番（吉永常明議員）

本当はそれを聞きたかったんです。そうしないと、村民が5分刻み、例えば何分刻みで予約されたら非常に困るだろうからね。そういうことでしたら、分かりました。そのようにお願いします。じゃあ、これで終わります。

○議長（喜島孝行議員）

これで7番、吉永議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は40分ということで、すみませんが、お願いします。

休憩 午前10時22分

---

再開 午前10時40分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、肥後議員。

○5番（肥後充浩議員）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして、令和7年第3回の宇検村議会の一般質問を行いたいと思います。その前に、一言所見を申し上げたいと思います。7月、8月に九州各県や鹿児島県において大きな自然災害が起こりました。また、台風12号による集中豪雨災害などが起こりました。その災害により、多くの方々が被災を受けられました。亡くなりになったり、犠牲や被災になられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げ、哀悼の意を表したいと思います。復興は始まったばかりですが、一日も早く復旧復興が行われ、日常の生活が送れますように心からお祈りしたいと思います。村民生活が自然災害などは起こっておりませんが、地球温暖化によると思われる異変が見受けられます。台風もこれから襲来してくるとも思われます。危機管理を怠らずにお過ごしください。また、村民の皆様、体調管理には十分気をつけて、熱中症対策など十分に行い、安心で安全な日常生活をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

まず、農業振興についてですが、3月議会でも質問しましたが、令和5年から行っている蕎麦の検証実験事業ですが、現在どのような状況なのか、お答えください。

2点目に、農業用水についてですが、各地区において農業用水が設置されております。利用できて農家は大変喜んで感謝しているところでございますが、設置以来、大きな故障や支障などもなく安心しているところですが、各地区的施設から経過年数を教えてください。

3点目に、パッショングルーツについてですが、そろそろ苗の植付け時期に近づいておりますが、今年度の苗木の供給状況はどのようにになっているのか、お答えください。

4点目に、マンゴーについてですが、収穫時期も終了したと思っておりますが、今年度の生産量と出荷状況はどのようになったのか、お答えください。

次に、村民が最も関心があり、心配なことだと思っているライドシェアの実証運行についてですが、前回の議会においても同僚議員から質問がありましたが、今、新聞等でいろいろな情報が来ております。10月1日より運用開始とのことです、そこで改めて伺います。実証運行の全体計画を教えてください。

2点目に、運行計画の中に島バスの運行休止があるのか。

3点目に、現在ドライバーの募集を行っていると聞いているが、広報では24名程度となっていたが、確保はできたのか。

4点目に、車両の確保はどのようになっているのか、お答えください。

次に、捨土場についてですが、令和6年3月議会で同僚議員が質問いたしましたが、現在の進捗状況を教えてください。

2点目に、村の工事による昨年度の捨土量と今年度予定の捨土量をお答えください。

3点目に、村内の県工事における捨土量計画を教えてください。

次に、診療所についてですが、現在、旧診療所は解体工事が終了しているようですが、今後、駐車場や外構施設や山木さんの記念碑などの移転や工事がまだ残っておると思いますが、発注計画とはどのような計画になっているのか、お答えください。

2点目に、特に診療所の患者さんが一番困っているのが駐車場だと思っております。駐車場の完成予定はいつなのか、お答えください。

次に、10月25、26日に行われるサシバサミットについてですが、開催の2日間のスケジュールはどのようになっているのか、お答えください。

2点目に、村内外からの参加人数は何人ぐらいの予定なのか。また、村内宿泊者の人数はどれぐらいなのか、教えてください。

あとは、通告席で再質問したいと思います。

#### ○議長（喜島孝行議員）

ただいまの肥後議員の質問に対して、答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興についての、1点目の今年度の蕎麦の実証実験はどのようになっているのかとのご質問ですが、ご質問の今年度の蕎麦の実証実験の状況についてですが、本村における蕎麦の実証栽培は、令和5年秋植えにおいては一定の収穫を得ることができ、収量や生育状況のデータを蓄積することができました。しかし、令和6年春植えでは、気候条件の影響も大きく受けたことから、収穫には至らない結果となっております。また、その後の令和6年秋植え及び令和7年春植えについては、これまでの試験結果や気象リスク等を総合的に勘案し、実証栽培は実施しておりません。今後につ

きましては、これまでの成果と課題を整理した上で、蕎麦が本村の遊休農地活用や農業振興に資する作物となり得るか、県試験場等の関係機関とも連携しながら、引き続き検討を進めてまいります。

次に、2点目の農業用水の設置後の各地区の経年数はとのご質問ですが、本村における農業用水施設は、各地区により事業採択年度や完成年度が異なっており、整備から既に相当年数を経過している地区もございます。埋設管の多くに使用されているV P管の標準的な耐用年数はおおむね30年とされており、今後、設置後30年を目安に劣化状況の点検や更新事業の検討が必要となります。現状においても、経過年数が20年以上を超した地区については、漏水や機能低下の有無を定期的に確認しており、今後は、30年を超える施設を中心に、県関係機関とも連携しながら、ストックマネジメント事業の導入による補修、更新の必要性を精査したいと考えております。今後も、農業用水の安定的な供給を確保するため、施設の維持管理体制を強化し、順次適切な対応を行ってまいります。

次に、3点目の今年度のパッションの苗木供給の現状はとのご質問ですが、本年度の苗木生産につきましては、個人の生産者において約1,000本の生産を予定しており、不足分の約200本につきましては、近隣市町村に依頼し、調整を進めているところであります。したがいまして、本年度の植付けについては支障なく対応できる見込みであります。また、苗木の出荷につきましても、9月下旬から順次配布を開始する予定であり、十分に成長した苗木を生産者の皆様にお渡しできるよう準備を進めているところであります。

次に、4点目の今年度のマンゴーの生産量と出荷状況はとのご質問ですが、本村におけるマンゴーの生産、出荷につきましては、各農家がそれぞれに販売を行っている状況であり、JAや青果市場等の流通機関を経由していないため、村として一元的に出荷量や出荷状況を把握することは困難であります。そのため、現時点では正確な数量等の統計はございませんが、引き続き、生産者の意向を踏まえながら、K-GAP認証への推進及び各関係機関からの情報収集、販路拡大に向けた支援にも努めてまいります。

次に、ライドシェアの実証運行についての1点目の実証運行における全体計画概要はとのご質問ですが、まず、実証運行に至った背景ですが、日本では、道路運送法の規制により、一般ドライバーによる有償運送は原則として違法とされていましたが、地域交通の担い手不足や公共交通の縮小が進む中で、ライドシェアの導入が2024年度から可能となりました。宇検村として、ライドシェアの実証運行を始めるため交通空白解消事業を申請したところ、採択されたため、10月1日から令和8年2月27日までの期間、自治体主導型で実証運行を開始することとなりました。交通空白解消事業での実証運行後も一般財源で実証運行を継続し、仕組みを精査、調整しながら、令和8年10月1日からの本格運行を目指してまいります。

次に、2点目の運行計画のバスの休止はあるのかとのご質問ですが、屋鈍から湯湾の系統と週2便運行していた宇検から石良の系統が休止となり、新たに湯湾から新村の系統が新設されます。

次に、3点目の、現在の事業計画のドライバー確保状況はとのご質問ですが、先ほどの答弁でも申

し上げましたが、久志エリア1人、芦検田検エリア6人、湯湾エリア14人、名柄エリア3人、阿室エリア4人、合計28人がドライバーとして登録される予定です。

次に、4点目の車両の確保はとのご質問ですが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、新たに購入した車両が4台、個人所有の自家用車が14台、現在、役場保有のバスとハイエース、リーフで合計21台の登録台数となっております。

次に、捨土場についての、1点目の現在の進捗状況はとのご質問ですが、測量設計調査業務委託が先月末に完了検査を終え、現在、盛土規制法に関する開発行為許可申請に向けて準備を行っている段階であり、既に森林保護に関する隣地開発行為事前申請は県へ提出済みでございます。盛土規制法に係る開発行為許可申請も、地権者の同意を確認した後、随時県へ申請を行う予定であります。これら2件の許可後、工事の発注となることから、年度内に工事着手の計画となっております。

次に、2点目の昨年度の捨土量と今年度の捨土量計画はとのご質問ですが、村工事の捨土量は、令和6年度実績量で1万1,657立米、令和7年度計画量は3万5,753立米となっております。

次に、3点目の、村内での県の捨土量と今年度の捨土量計画はとのご質問ですが、瀬戸内事務所建設課によりますと、県工事の捨土量は、令和6年度実績量で1万4,222立米、令和7年度計画量は3,122立米との回答をいただいております。

次に、診療所についての、1点目の駐車場や外構の発注は終わったのかとのご質問ですが、既設診療所の解体工事が8月26日、完成検査が行われましたので、外構整備を含めた駐車場の発注時期を9月後半に設定しています。駐車場整備計画の内容としましては、県道からの侵入口を含めた場内アスファルト舗装と側溝の排水整備等を行う予定です。駐車スペースとしては15台を計画しています。

次に、2点目の駐車場の完成予定はいつ頃なのかとのご質問ですが、完成予定としては年内を目途に供用開始を考えているところです。発注工期としては約2カ月間弱を計画として完成予定を目指します。限られた駐車スペースとなっているため、診療所利用者にとりまして有効活用が図れることを期待しております。

次に、サシバサミットについての、1点目の2日間の開催スケジュールはとのご質問ですが、10月25日土曜日午前9時から宇検村総合体育館にて国際サシバサミット2025 in 宇検村奄美大島が開催されます。基調講演やサシバ保全活動の報告、ポスター発表や奄美の子供たちによる活動報告などが初日に行われ、2日目25日日曜日には、サミット開催国、加盟自治体の首長によるサミット宣言が行われます。世界が直面する環境保全の課題に対して、国を超えて、サシバを通じて合意形成を図り、共通の目標達成に向けた決意を発信いたします。また、気軽に誰もが参加できるよう、屋内外でのマルシェの同時開催も予定されています。プログラムを記載されたチラシは、村内全世帯と島内中小学生、県内全自治体に配布しており、今後もサシバサミット開催の周知、広報に努めてまいります。

次に、2点目の内外からの参加人数は、また村内宿泊予定者の人数はとのご質問ですが、現時点

で、自治体関係者が63名、実行委員ほか大会関係者が70名、うち海外参加者22名、一般参加申込みが130名となっています。人数を把握するため一般参加の方への申込みを促していますが、直接当日参加する方が多いことが予想され、参加総数は500名を超える想定で受入れ準備を進めている段階です。村内宿泊は、事務局が把握している人数では、フィリピンからの参加者13名と実行委員1名です。以上であります。

○議長（喜島孝行議員）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩議員）

まず、蕎麦についてですけども、これは確か3年から5年ぐらいかけての実証実験ということで始めたんですけども、5年から始めて3年目ですけども、その成果とかそういったのを確実になんか実証できるようなのはあるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほどの村長の答弁でもございましたが、令和5年の秋蒔きを行った後、令和6年に春蒔きを行いましたが、春蒔きのほうで成果が出なかつたため、実証の結果としては5年の秋蒔きの成果として今手元にあるところですが、また今後は、その土壌の条件だとか気象条件を考慮しながら、令和7年度に対しては秋蒔きの準備をしている段階でございます。

○5番（肥後充浩議員）

また7年度秋蒔きするんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

9月までは台風の影響を受けることもあるということで、今の段階では10月に予定をしております。

○5番（肥後充浩議員）

もうそろそろいいんじゃないですかね。1年間あまり、ある程度空白時期があつて、今年度ぐらいではもう蕎麦が適してなのか適していないのかっていう結論を出してもいいんじゃないですかね。またこれから秋植えをやって2年後にしか成果が出ないみたいな話になってすると、もうみんな忘れてくるんじゃないかと思うんですけども。それよりは、もう3年目に入って7年度でちゃんとした答えを、適さないってのは違うんですけども、それを後継者と、事業としてやっていけるかどうかっていうことがはっきりともう分かると思うので、その辺の結果はもう7年度で出してもいいんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

蕎麦を実証する経緯に至っては、当時、元気の出る公社のほうで、遊休地対策として畑を開墾したときに、そこに何を植えるかというところで、サトウキビの種とかが足りない場合に蕎麦はどうかという話も上がって実施を始めた経緯もあるので、その中で、5年度に実施をして昨年度はその植付けの前の段階で公社がサトウキビの作業と重なったりだとか、そういうしたものもあってできなか

ったというのもあって、今度実施をする今年の10月、来年の春蒔きについては慎重に計画を立てて行つていこうという今準備をしてる段階ですが、今議員がおっしゃったとおり、蕎麦を作つた後にまたその蕎麦をどう展開していくとか、そういう課題もありますので、今度の春蒔きまでの実証である程度の結果をまとめて、今後はまたそれをどうするかっていう判断もそのとき決断する必要があるんじゃないかと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひそういうふうな形で、あまり引っ張つてももう意味ないんじゃないかと思ってますので、ぜひその辺は今年度中に結果を出してもらった方が、我々としてもまた次質問することもないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。というのは、やはり生産するには、植えるのは確かにいいかもしませんけども、それを実際に生産、口の中に入るまでの工程表を考えるとなかなか高額な金額にもなると思いますので、その辺はまた、だめなのはだめで、次のまたその…サトウキビに代わる、…サトウキビがだめなところに、じゃあまた次は何をしようかっていうのをやはり村民にも訴えるためにも、3年だったら3年のもうけじめの年でいいんじゃないかと思いますので、その辺をまた考慮して町内で検討をお願いしたいと思います。ぜひ、7年度で終われるような形をお願いしたいと思います。

次に、農業用水ですけども、農業用水は、ここに書いてあるとおり、30年以上を超えるのは、施設は何施設ありますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

30年を超える施設につきましては、現在把握してるとことであると、芦検も、取水の施設が何箇所があるので、芦検の施設、田検の施設。そして、名柄の手前の尾羅という地区があるんですが、その施設と佐念の補助整備の用水の施設で、平田が令和7年度に整備をしているので、平田も30年に差し掛かるという状況であります。

○5番（肥後充浩議員）

ということは、もうこの地区は、そろそろ、やりかえなければいけないような施設ということで、点検等はどういうふうな形をしてるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

埋設のV P管の耐用年数がおよそ30年ということで、土の中に埋設されてる分に関してはなかなか点検ということができないんですが、畑のほうに水が来るかどうかっていうのは、隨時農家の方に聞いたり、農家の方が水が出ないっていうときには、産業振興課のほうで施設を点検したり、取水の施設の土砂を取り除いたり、ゴミを掃除したりとか、そういうところはやっております。今1番心配してるのが、新小勝から引っ張ってる湯湾の広下通り、そういうところの1番大きい施設のほうが、大雨の度に土砂が詰まつたり、スクリーンのほうにゴミが詰まつたりとかいう状況が続いてます。そういうものに関しても、役場で管理をする範囲と、また農家の皆さんで管理をやっていただくところを、また今後話をしながら、適正に管理できるような体制を構築していきたい

と考えております。

○5番（肥後充浩議員）

実は、今日の新聞にもですかね、載ってましたけども、名瀬がまだ復旧してないんですよ。小湊のほうが今年の何月でしたかな、5月に破損して、埋設してる部分が、各農家、タンクを持って行って水を給水してもらって、それは畑に撒いてるという状況がまだ続いてますので、なるべく早く村もそういったのを、長寿命化対策事業とかそういったのを利用して、新しく、もうだめじゃなくとも、耐用年数が過ぎてるからもう変えましょうというような形を早々ととってもらったらどうかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在のところ、埋設管もそうですけど、埋設管からの立ち上がりのところが部品が折れてしまつて、そこから水が噴き出したりだとか、そういったところも見られておりますので、今後は、先ほど説明したストックマネジメントの更新事業などを随時計画をして、導入も今後行っていきたいと考えています。

○5番（肥後充浩議員）

そういったところのまだ点検っていうのは多分職員だけではなかなか手が回らないと思いますので、平田とか芦検、田検、名柄、佐念、それぞれも導水管等の腐食とか、そういったのも考えられます。ですので、水土里サークルが各地区にあると思うんですけども、それを利用しながら、その月1の点検とか半年に1回の点検とか、そういったのも考慮していくべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今議員がおっしゃったとおり、宇検村においては農業用水の施設管理も役場のほうで行っているというところが多いんですが、実際、ほかの市町村は、土地改良区があつたり、その地域の組合のほうで管理をして、それで対応できない大きな重機を要しての土砂の取除き、そういったものに関しては行政が管理をやるという体制が整っております。宇検村につきましても、先ほどおっしゃった、説明しましたが、できるだけ農家の皆さんにも管理をしていただきながら、また、その管理の簡素化を図るためにも、今後、各集落で農業用水の施設を一元化したりだとか、そういったところも検討していきたいと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひその辺は早急に、これは一旦破裂するとなかなか復旧に時間と手間がかかると思うので、今年度中ぐらいにはもうそういったシステムづくりをしてほしいと思います。よろしくお願いします。

次に、パッションなんんですけども、今年から苗は民間にするようになってるんですけども、これは不足は200本で足りてるんですか。全体で何本の注文があったんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現段階では注文を受けたのは約1,000本であります。生勝の生産組合のほうで650本、湯湾の今年から始めていただいた苗木を生産しての方で今350本。合わないですね、すみません、生勝のほうで650本、湯湾のほうで350です。注文があったのが1,200本で、その今不足して分に関しては瀬戸内町のほうから購入する予定にはしておりますが、瀬戸内町のほうにはある程度余裕もあるというところで、そこはまた注文の本数によって対応を考えていきたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

その200本なんすけども、農家が個人で取りに行かなければいけないのか。それとも、普段は生勝に行ったり、湯湾で取ったりできるんですけども、その辺の対応はどういうふうにしようと思つてますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

他市町村からの購入に関しては、すみません、ちょっとまた確認してから後ほどお答えします。

○5番（肥後充浩議員）

その辺はしっかりとお願ひします。輸送時間と、そういうのもありますのでね、なかなか多分農家は直接はその方々と交渉はできないはずですので、何月何日に取りに行くよとか。だから、それはやっぱり役場のほうがきっちりと向こうの生産者と話し合って、何月何日にここに持ってくるよっていうことはちゃんとしてほしいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。これは9月下旬と、もうすぐ引き渡しができるということですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

昨日もすぐにでも欲しいという相談もありましたが、今準備をしてるとこなので、準備でき次第、農家の皆さんに配布をしていきたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひお願ひいたします。それと、マンゴーについてなんすけども、生産量が分からないうことを先ほど答弁してもらったんですけど、これは大まかでもある程度は職員がハウスを回つていけば大体これぐらいできてるなっていうのは本当は把握できると思うんです。そんなにマンゴーハウスの数も多くないので、職員がいて、実際にそのものを見て、どれぐらいできてますねっていうのは把握できると思うんですけど、結局把握できてないっていうのは、職員がハウスに回つてないから約これぐらいできてるということも言えないんじゃないかと思うんですけど、その辺どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

職員のほうの巡回も定期的に行っておりまし、その出荷した量というのがどうしても聞き取りとかで農家に対して行っておりますが、答弁がありましたとおり、正確な数字としてはなかなかつかみづらいところがあるということです。

○5番（肥後充浩議員）

私は、生産量をいくらかっていうことを聞いてるので、出荷量と生産量とは少しの差はあると思

うんですけども、だけど、ある程度、このハウスには何tぐらいできてるのか、大体農家と話し合っていけば予想はつくと思うので、農家さんの名前を出して、これはいくらよ、これはいくらよって出でんじやなくて、全体的にいくらかっていうのは、宇検村での出荷量というのは大体、生産量っていうのは大体把握できると思うんですけども、やはりその辺は行ってないっていうことになるわけですよね。その辺は分かりますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

マンゴーの生産につきましては、ハウスを導入をして、そのハウスで栽培しているというところもあるので、そのハウスで大体マンゴーの木が何本あって、そこにどれぐらいなってるっていうところは確認をしております。今年の栽培個数に関しましては、約30個、面積で2.8haで、単収が214kgで、生産量としては6t、これが今役場のほうで把握をしている数字になっております。

○5番（肥後充浩議員）

ありがとうございます。6tの生産量があるということで少し安心しましたけども、これは多分ふるさと納税に大概使ってると思うんですけども、その辺は、ふるさと納税は今年はどれぐらいのマンゴーが出たのか、資料がありますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回はマンゴーの登録がなかったため、出荷はふるさと納税としては出荷はありません。

○5番（肥後充浩議員）

ということは、原因としてはどういったことだと思いますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

マンゴーはかなり注文が多い人気商品なんですけれども、農家さんのお得意先の需要と供給っていうか、そこで成り立っているっていう部分で、今回登録がなかったんですが、農産物っていうのは人気商品ですので、ふるさと納税の返礼品として登録できるよう、また農家さんとの連携を密にしながら、産業振興課と一緒にになって取り組んでいくように努めていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩議員）

多分、6tもあれば、なかなかそっちのほうにも、ふるさとの返礼品としてもまわっていく分はあると思うんですけども、その辺はやはり農家との信頼関係だと思いますので、十分密にお願いしたいと思います。今回、マンゴーの時期で、台風の時期とあったんですけども、村内においては困ったとかそういったことはなかったですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

本年度におきましては、農家のほうに聞き取りを行ったところによりますと、比較的実ができるのが早く、7月の段階ではもう出荷に入って、今年に関しては台風の影響を受けなかったという話も伺っております。

○5番（肥後充浩議員）

確かに去年か一昨年か、そのためにマンゴーのほかにも冷蔵庫とかそういうものの補助を出して購

入させたと思うんですけども、今年はそういったことはなかったわけですね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

予算のほうは計上しておりますが、現段階での申し込みは0件です。

○5番（肥後充浩議員）

分かりました。もしかしてマンゴー農家だけと思ってる部分もあるかもしれませんので、もしほかにもそういったのが必要とされるんであれば、幅を広げてほかの農家にも利用できるような形をできたら利用率が上がるんじゃないかと思うんですけども、ぜひその辺の検討もお願いします。

次に、ライドシェアはある程度吉永議員が聞いてしてますので飛ばして、次に捨土場についてお聞きしたいと思うんですけども、地権者の同意が得られてないんですか。同意を確認した後っていうことの答弁もらったんですけど、その辺どうですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

この…申請地にはですね、集落地と民有地が一筆ございます。その一筆ある方の、地権者の、こちらで管理されてる方のは同意は得られてるんですけども、開発盛土規制法の中では関係者全員の同意が必要ということで、30名程度出てくるのかなというふうには思っております。以上です。

○5番（肥後充浩議員）

今年から工事に入るということで、その見通しはもうついているんですね。

○建設課長（辰島伸乃介君）

現段階では見通しのほうはついているという状況であります。

○5番（肥後充浩議員）

それと捨土量なんですけども、現在古仁屋のほうに捨土を1立米運ぶのにどれぐらいの料金かかるんですか、捨てるのに。把握しますか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

運搬距離のことでしょうか。捨土金額ですね。失礼しました。捨土金額は捨土1,100円だったと認識しております。

○5番（肥後充浩議員）

これ、立米でよろしいですか。1立米1,100円。

○建設課長（辰島伸乃介君）

そのように認識しております。

○5番（肥後充浩議員）

これで見ますと、去年が2万5,000立米ぐらい、県とあれで合わせて、7年度が約4万立米掛けることの1,100円で、いくらか、すごい金額になると思うんですけども、やっぱりそれが外に出ていくっていうことは、宇検村にとってもやっぱりマイナスなことだと思いますので、これはぜひ早急にしてほしいと思っての質問だったんですけども、年度内着工で大体制度が始まられるのか、いつぐらいなのかなっていうシミュレーションはできますか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

年度内にまず工事を着工して、沈砂池などを作つてから搬入がなりますので、8年度中というのを予定しております。

○5番（肥後充浩議員）

分かりました。ぜひ8年度中にはお願ひしたいと思います。

次に、診療所なんですけども、あれは山木さんとかそういったのの碑もあるんですけども、その辺の移転とかそういったのはどういうふうになつてゐるんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。村長の答弁にもありました、現在、駐車場を含め外構工事の発注の準備をしている段階なんですけど、その中で山木氏の石碑のほうも移動させるように計画しております。以上です。

○5番（肥後充浩議員）

今本当に、診療所の前の道路には両方に患者さんの車が停まって、川沿いの道を通るのも、年寄りのドライバーなんか大変な思いをされてると思います。そして、結果的に、その薬局へ行く車、診療所終わつてからじゃなくて、別に薬局に来る車とか、そういったのもありますので、ぜひその辺は早急にしてほしいんですけども、これは、15台っていうのは一方通行での15台に…なるんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。おっしゃるとおり、県道側から、歯科のほうから入口を入つて、出口は川のほうに出ていくという一方通行を計画しておりまして、先ほど申し上げました15台のうちですね、1台は障害者用の検討協定を結んで、パーキングパーミット制度を利用した障害者用許可証が必要な駐車場で、もう1箇所が同じ企画で奄美地域の自立支援協議会というのがあります、障害を持たれる方なんかの支援する医療機関とか行政とか専門職が今推奨している思いやり駐車場ということで、許可証は持つてないけれども、足の悪い方だったり妊婦さんだったりお年寄りだったりとかいう人に譲つてあげましょねという駐車場を、もう1カ所とを含めて15台を計画しております、それ以外に駐車禁止区域として救急車が停車するところが1台分確保しております。以上です。

○5番（肥後充浩議員）

多分、患者さんは1番近いところに車を停めて、まず患者さんを降ろして、運転手は別に駐車をして行くというパターンが今多いと思うんですけども、そうなると、動線的に川沿いのところで車を停めておいて、それから一周回つて置くっていう形にしかならないと思うんですけども、その辺はやはりそういった形しかならないわけですよね。

○保健福祉課長（松井 学君）

逆方向にしますと、やはり田検側からの来る車両が見えなくて県道に出る場合、特に高齢の方々たちは結構厳しいのかなと。診療所の前の車、大体みんな40kmぐらいで走つてくるので、右見

て、左見て、右見たらもう車が来てるような状況ですので、カーブミラーを付けたりとか、その安全対策をまず優先的に考えると、やはり先ほど申し上げたその一方通行のルートが1番お年寄りには安全だろうということで、今回このような考え方で計画をしておりますので、駐車場建設の際にも診療所のほうに啓発用の張り紙したりしてですね、村民の方には周知を十分していけたらと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

この発注は一気に発注するんですか。これ、側溝とか排水溝とか駐車場スペース、それと山木さんの碑、その辺の発注形態はどういうふうにするんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

ただいま申し上げた内容は全て1つの工事の中で行う予定にしております。

○5番（肥後充浩議員）

9月後半ということは、もう設計もみんな上がってるということですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

現在、設計はほぼ出来上がっておりまして、最終チェック段階に入っております。

○5番（肥後充浩議員）

ということは、ここに発注工期として約2ヶ月って書いてありますので、年内、12月中には完成ということでおろしいんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

答弁にもありましたとおり、年内で供用開始できるように、できるだけその工期内で、終わったらできるだけ早く住民の皆様が利用できるようにしていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

今は職員駐車場は別に借りてるんですけども、その15台のところに職員駐車場とかそういったのは別ということで考えてるんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

職員の駐車場は当面の間は港湾とか別のどこに停めてもらうように考えておりまして、大体1日の患者の利用数が40名程度で、1番多い時でも診療所の待ち合い室に10名程度しかおりませんが、それで駐車場確保できてるんですけども、当分住民の皆さんのお利用状況を見て判断しないといけないので、当面の間、職員は別のどこに、港湾とか商工会の前とかほかのところを利用して住民の方を優先していくという考えでおります。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひそういうふうにしてほしいと思います。港湾の上に停めるのもあんまり良くないですよね。

建設課長、どうですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

港湾施設ですので、駐車場では基本的にはないので、控えていただきたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

そういうことですので、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

次に、サシバサミットですけども、全国からこれだけの人数が来るというので、まずは外国人の方についてなんですけども、日本語が分からぬと思うんで、通訳とかそういったボランティア的なものも考えていらっしゃるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ボランティアとして大島高校の英語部の皆さんにご協力をいただくように話をしております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひ、それ、何人ぐらいの予定をしているんですか。外国人は、フィリピンから13名で、外国からは22名ってなつてますので、その辺の方々はみんな英語ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

基調講演、発表なども英語と日本語で両方で通訳をするっていう形を取っております。

○5番（肥後充浩議員）

一応500名参加者総数500名で、あれは確かに体育館は500名の席ができたですかね。500名までできるか。今初めて500名という数字を見たもんですから、どういうふうな形になるのかなと思ったんですけども。初日にいろんな活動の報告とかそういったのをして、2日目にサミット宣言だけが行われるのか。その辺の、ここは村民が参加して欲しい場所とかそういったのがあれば、1日目の大体何時ぐらいから始まって、何時ぐらいに終わる予定で、2日目は何時ぐらいから始まってというのももう決まってると思うので、その辺の日程をちょっと教えてもらえませんか。

○企画観光課長（辰島月美君）

主に村民の方々、一般の方々がお越しになるのは25日土曜日と想定しております。25日が午前中9時から始まりまして、オープニングとして芦検の稻すり踊りをして、その後、基調講演やポスター発表、そしてご協力いただいているのが大島高校の書道のパフォーマンスと吹奏楽部の演奏ということで、時々そういう舞台発表なども入れながら、終日皆さんができるような、そういう日程を調整しております。このプログラムも、ある程度のプログラムを記載したチラシも全戸配布しておりますし、また追って、いろいろ周知をしながら、多くの方が参加していただけるような国際サシバサミットにやっていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩議員）

ということは、これからも日程等とかそういったのの宣伝はもうすぐしないと、もう後1ヶ月ないぐらいいの期間ですので、ぜひその辺の周知、村民がやはりどこで参加できるのかっていうのがなかなか分からぬ部分がありますので、ぜひその辺も、簡単なチラシでいいですので、夏祭り的なああいうチラシでもいいですので、戸数を配布して、村民の方々にも、せっかくこういったいいことがここで行われますので、その辺の周知をぜひお願いしたいと思います。

最後に、ちょっと、さつきのライドシェアのところでちょっと気になった点がありましてお聞き

したいんですけども、保険はなんか村がかけるって言ってましたけど、それは個人の車に対する保険はどうするんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

個人がご自分の自家用車にかける保険はご自分の負担ということで、ライドシェアで運行するのはその1日に運行する、その日にライドシェアとして運行する車にかかる保険が役場のほうで負担するということになります。

○5番（肥後充浩議員）

じゃあ、個人の車に2つ保険がかかるっていう形になるんですけど、個人がかけてる保険と、それから役場がもう1回かける保険と、そういう形でいいんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ライドシェアで運行しているときの保険っていう部分ですので、そちらのほうは役場のほうが負担するっていうことになります。ライドシェアの時に事故であったり、かかる保険はライドシェアの役場が負担で、個人が自家用車として利用するときは、本来のご自分たちが利用する部分の通常かけている保険は個人の負担ということになります。

○5番（肥後充浩議員）

そういう保険のかけ方ができるんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

もう実際に全国いろいろなところでライドシェアが運行されているので、そういう保険が適用されております。

○5番（肥後充浩議員）

じゃあ、今回のそのライドシェアの車の保険のことは分かりました。安全点検ですよ。バスとか青ナンバーの車は毎朝その点検するんですけども、そういった点検をどうやって確実にするかということがちょっと問題と思うんですけども、その辺の基準的なものはあるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ライドシェアで毎日運行するときのその車の点検っていうのが、私の認識の中では、このライドシェアに関しては毎日の点検というのはなくて、できるだけその公用車っていう部分を利用していくことにはなるんですけども、その毎日義務付けられているのがアルコールチェックであったり、体調チェックであったり、そういう部分は島バスのほうに今委託をして、安全運転管理者という位置づけでお願いしているところです。

○5番（肥後充浩議員）

それはもう義務付けられることですから、役場が配置するその結局、4台のハイエースみたいななんですよ。あれは多分運転手が毎日変わりますから、そのたびにやはり朝、始業点検的なものを確実にしないと、保険適用も、もし事故があった場合に、ちゃんと通常点検とかそういったのがしてないからあなたたちの落ち度ですよということで保険適用ができない部分もあると思います。

ですので、その辺の、その安全点検はどういうふうなことをしようと考えているのか。

○企画観光課長（辰島月美君）

運転運行管理責任者というのはもちろんこの運用の中では置くんですけれども、その自家用車のそここの点検に関してはちょっと再度確認をして、この後にまたちょっと報告させていただきたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひその辺はきっちりとその辺もマニュアル化しておかないと、なんかあったときに困ると思いますので。それと、予約はどこで予約の中心というか、夜も予約する方もいるだろうし、昼間もする方もいるだろうしで、どこにつながるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

システムも使って予約ができる方は24時間体制でシステムで予約することができるんですけれども、電話をご利用の方はケンムンの館に委託するので、ケンムンの館が空いている10時から夕方の6時までの間で電話をで予約をしていただくことになります。

○5番（肥後充浩議員）

吉永議員の話の答弁の中で、1時間前までに予約はオッケーですよっていうことで言ってたんですけども、その1時間っていうのはやっぱりこの電話の時間で、さっき言ったようにケンムンの館が空いてる時間でしか受けられないということはなんか話がずれるんじゃないですか。1時間前までに予約はできる、だけどケンムンの館は終わってるっていうことは、どこでじゃあ急に朝の6時の始発に自分乗りたいんだけどということで予約しようとしてもできないというような形になるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

1時間前までの予約は受け付けるんですけども、ケンムンの館ですから、電話で予約される方は午前10時から6時までしか受け付けられることになります。この運用も周知徹底をして、利用される方は計画的に利用していただくということをお願いしていくつもりです。

○5番（肥後充浩議員）

その辺はぜひ周知徹底をお願いします。というのは、多分年寄りの方が多いので、システム的にスマホから入っていって予約を入れるとか、そういったことはなかなかできないと思います。スマホから電話ではできても、そのシステムに入って予約をするというようなのはなかなかできないと思いますので、そういったのはぜひ周知徹底をして、何時から何時までしか結局受付はできないよという形にしないと、1時間前まで予約オッケーですよって言ったら、多分私が言ったようなことになると思いますので、その辺はぜひ注意をして、予約はできませんよというのははっきりしないといけないと思っておりますので、よろしくお願ひします。それと、その運転者の年齢制限とか、そういった、後期高齢者になると、やはりその免許の資格を取るときにも、ある程度の試験みたいなのが通らないと取れない、許可証を出さない、免許証は受けられないっていうことがあります

で、その辺の年齢制限とかそういうの考えてないんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回募集するにあたって年齢制限は設けておらず、免許を取得して3年以上経過をして、過去2年以内に免許停止履歴がない方ということを条件にしております。応募していただいている方は、後期高齢者の方は今回はいなかったんですけども、その都度、お申し込みがあった方々には直接面談を行ったり…やって、お互い合意形成が取れる方に登録をしていただく、講習を受けていただくっていう形を取っておりますので、もちろん応募された方が全員登録されるわけではないということは、きちんと安全を確認しながら運転手を担っていただきたいと思っております。

○5番（肥後充浩議員）

結局、人が足りなくて、今役場の職員もそれに担うよというようなことを先ほど言つてましたけども、やはり役場職員はあくまでも公務員として、バスの運転手としての採用じゃないはずですので、ぜひ、やはり一般の方々が多く運転手になられるような、やっぱり手当面とかそういうのもやっぱり優遇してやらないと、役場職員がしおちゅうそこを抜け出してバスの運転手するというのも、ちょっとなんか違うんじゃないかなと思うような気もしますので、その辺もまた考慮しながら、この事業がうまくいくように、これがうまくいくと本当に便利でいいシステムですので、ぜひみんなで知恵を出し合いながら頑張っていきたいと思いますので、我々もできることは協力しますので、よろしくお願いしたいと思います。…これで私の質問、

○議長（喜島孝行議員）

ちょっと待ってください。先ほどの肥後議員の質問に対して、産業振興課長より答弁がありますので。

○産業振興課長（柳 栄治君）

パッショングルーツ苗木の村外からの購入につきましては、今回は不足分ということで、役場が取りに行って農家の方に配布をするということです。

○5番（肥後充浩議員）

ありがとうございます。ぜひそうして農家に負担がかからないことを。ありがとうございます。  
これで私の質問を終わります。

○議長（喜島孝行議員）

これで5番、肥後議員の質問を終わります。

暫時休憩します。午後の再開は1時10分といたします。

休憩 午前1時40分

---

再開 午後 1時10分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

再開前に、先ほどの肥後議員の答弁に対して、企画観光課長より答弁がありますので、お願いいいたします。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほど、ライドシェアの車両点検についてご質問をいただきました。道路運送法などに義務付けられている車両点検というのではないんですけれども、公用車でチェックリストを持ち合わせているので、それを参考に定期的にチェックをし、利用する車にはそれを義務付けるように、決まりごとを付けて運行していきたいと思っております。

○議長（喜島孝行議員）

次に、2番、倉本議員、一般質問をお願いします。

○2番（倉本富夫議員）

場内の皆様、こんにちは。令和7年第3回定例会一般質問に先立ち、一言所見を申し上げたいと思います。

9月となり、朝夕はだいぶ涼しくなってきましたが、日中は例年以上に暑い日々が続いているようになります。以前は熱中症アラートとか見かけなかったのですが、去年の4月ごろからアラートが運用が始まったみたいです。村民の皆様も塩分や水分をこまめに取り、日陰を利用し休憩をとりましょう。直射日光を避けるために帽子や日傘を準備して外出等を心がけてください。村民体育大会やどんど祭り、サシバサミットなど、今後もいろいろなイベントが計画されています。村民皆様の笑顔が拝見できるのを楽しみにしています。

それでは、通告に従い、一般質問します。

まず、農業振興について、1、ソバ実証栽培について、現在の計画ではどう考えているのか。また、今後の対応は。

2、サトウキビ種苗は秋植えの分は足りているのか。

3、セグロウリミバエに対する村の考えは。また、今後の対策は。

次に、公共施設についてです。村管理の公共施設で耐用年数を超えてあるものがあると思われますが、今後の対策はどうするのか。

以上で質問を終わります。あとは、通告席にて再質問していきます。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまの倉本議員の質問に対して答弁を求めます。元山村長。

○村長（元山公知君）

倉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興についての1点目の、ソバの実証栽培について、現在の計画はどう考えているのか。また、今後の対応はとのご質問ですが、先ほどの同僚議員の質問でも答弁いたしましたが、本村におけるソバの実証栽培は、令和5年秋植えにおいては一定の収穫を得ることができ、収量や生育状況のデータを蓄積することができました。しかし、令和6年春植えでは、気候条件の影響を大きく

受けたことから、収穫には至らない結果となっております。また、その後の令和6年秋植え及び令和7年春植えについては、これまでの実験結果や気象リスク等を総合的に勘案し、実証栽培は実施しておりません。今後につきましては、これまでの成果と課題を整理したうえで、ソバが本村の遊休農地活用や農業振興に資する作物となり得るか、県農業試験場等の関係機関とも連携しながら、引き続き検討を進めてまいります。

次に、2点目の、サトウキビ種苗は秋植えの分は足りるのかとのご質問ですが、今年度の夏植え種苗の申込みは4件で、約130aを予定しております。種苗につきましては、村内農家より調達しており、十分に確保できている状況であります。また、植え付け作業につきましては、現在、機械化による推進を図っておりますが、最近の降雨により圃場がぬかるみ、作業が思うように進んでいない状況にあります。そのため、隨時、圃場の状況を確認しながら作業を進めているところであります。

次に、3点目の、セグロウリミバエに対する村の考えは。また、今後の対策はとのご質問ですが、宇検村では、令和7年8月4日に設置トラップでセグロウリミバエのオスの成虫1匹が初めて確認されました。村としましては、鹿児島県のマニュアルに基づき、トラップ調査の増設強化、半径2km圏内の菜園や庭先からウリ科を中心とした寄主果実を採取し、5日以上保管して幼虫の有無を確認し、発見地点周辺に餌と殺虫剤を混合したベイト剤を散布。害虫防除を行わない家庭菜園に対し、ウリ科植物などの寄主植物の栽培を控えるよう依頼するなどの初期対応を実施し、8月12日の幼虫寄生確認を最後に追加の誘殺はなく、初動対応後は鎮静化傾向にあります。ただし、奄美群島全体での発生は続いているため、村としては警戒態勢を維持し続ける方針です。

次に、公共施設についての、村管理の公共施設で耐用年数を超えているものもあると思われるが、今後の対策はどうするのかとのご質問ですが、村では、令和3年に宇検村公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点で更新や統廃合、長寿命化を進める方針を定めています。また、施設ごとの具体的な方向性を示す公共施設個別施設計画については、今年度見直しを行っており、修繕や更新を計画的に進めることで財政負担を平準化しつつ、必要な行政サービスを維持していきます。この計画とは別に、公営住宅やインフラ施設については別途計画を定めていますので、今後は、それぞれの計画を予算編成などにも反映させ、効率的で持続可能な施設管理を進めてまいります。以上であります。

○議長（喜島孝行議員）

再質問がありますか。

○2番（倉本富夫議員）

まず、ソバのことについてなんんですけど、一応、先ほども同僚議員が聞いたと思いますけど、今回、秋植えをされるってこと、一応10月の予定って言っているんですけど、それ、また場所と、あとまた、どれくらいの面積を植えるのかというのも、一応決定はしているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在のところ、候補地としましては、湯湾の干拓近辺で、できるだけ管理のしやすい役場の近くで実証できたらというふうに考えております。面積は、まだ場所が確定してないのではっきりは決まっておりません。

○2番（倉本富夫議員）

以前は阿室のほうだったんですけど、そこはやめて、役場から近い、管理のしやすい湯湾干拓の付近に一応植えられるということで、是非、良いことだとは思うんですけど、そのときにまた、雨が降ったり、なんだかんだって言って、植える時期が遅れたり、植えられない状況になったら、また来年度、一応やる予定なんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現段階ではその10月の栽培に向けて取り組んでいるところですので、その圃場の状況も、前回、阿室という話もあったんですが、日照条件とかその辺でやっぱりちょっと、難しいところがあるんじゃないかなというところで、湯湾に選定した経緯もあるので、そこは慎重に進めていきながら、先ほど肥後議員の質問でもあったように、秋と春のほうで成果を見るというところで、今後はまた、どうするかという展開を考えていきたいと思います。

○2番（倉本富夫議員）

今年でもう2年目ですよね。1回しか収穫していない。3年ぐらいの計画で始めていたと思うんですけど、今回植えて、春も植えて、3回しか収穫できなかつたら、今後、適しているかどうかというのも含め、全然実証になっていないと言ったらあれなんんですけど、ちゃんとしたデータは取れていないんじゃないかなというふうに考えています。それだったらもう、今年度でちょっともうやめてしまって、別に違うところにお金を、お金というか、予算を使って、有意義に活用できるようにしたら良いんじゃないかなと思いますが、どう考えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年度から実証を続けている事業なので、秋まきによって前回の芦検で行ったような収穫がもし上がれば、今後、それを進めていくことも考えられますし、そこでやっぱり、難しいとかそういう判断になれば、また、次の作物に向けた取り組みを考えていきたいというふうに思っております。

○2番（倉本富夫議員）

ちょっとあれなんですけど、今、課長が言ったとおり、次のことを考えていかないと、ソバにずっと固執しているのもやっぱり、何か違うんじゃないかなと多分、思う人たちもいると思いますんで、そこはもう柔軟に、やっぱり、切り替えるんだったら切り替えてというような方向でやってもらいたいと思います。

次にサトウキビの種苗のほうなんんですけど、今年の夏植え・秋植えに関しては、申込みが4件で130a予定していて、種は全て農家のほうに配付できるというような話なんんですけど、これはやはり、新植の方に対して、今までどおり無料配付という形を取っているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

サトウキビの苗につきましては、生産を行っている農家に関しては、村内の方から種を配付した、無料で配付をして、生産をしてもらっているような形にしております。今後の苗の確保につきましては、優良種苗を、今後また、村内のほうで種を作っていくということで、種子島から購入したやつを先ほどの4件の方に作ってもらうという取り組みを現在しているところです。

○2番（倉本富夫議員）

今まで、去年までは公社が優良種苗を使って、新植する方には無料配付。次、また新しく、新しくじやないや。同じ畑に植える人にはキビの苗代をもらって植えていたと思うんですけど、今の優良種苗は各地域、地域というか地区、において、4地区でやっているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今年の優良種苗のお願いしているところは、田検に1カ所、湯湾の通りに2カ所、平田に1カ所の計4地区になります。

○2番（倉本富夫議員）

今、すみません。田検に1カ所、通りに2カ所、崎原地区に1カ所で、今、4カ所で、それが春の苗に、春の苗にはならないな。来年の夏の種になると思うんですけど、これ、地区で使ったら、作ったやつは、地区で引き渡しというか、受け取れる、それ以外の地区でも全然、種が欲しいって言った人には配付するというような形ですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、できればそういった方をどんどん村内のほうで増やしながら、農家のほうでやりとりをして、供給をしていただこうというほうに進めてはいきたいんですが、現段階では、今言った4地区の作っている方、また、現在栽培されている方と調整しながら、今後、進めていきたいと思います。

○2番（倉本富夫議員）

湯湾、田検、通りとかが芦検のほうにも近いし、部連のほうにも近いし、全然あれなんんですけど、この優良種苗を作った方に、種苗は渡すじゃないですか。種は村から種子島の苗を渡してやっているのは分かっているんですけど、あと、薬、農薬とかいう補助はないんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

苗代のほうは役場のほうから提供していますが、その管理に関しては各個人の農家のほうで負担をしているということです。

○2番（倉本富夫議員）

キビを作ったことがある人は分かると思うんですけど、農薬代とか肥料代、結構な金額になります。種を支給されたからと言って、種を今度、役場が1回購入してから、その農家、新植の人とかに種を渡すと思うんですけど、それで農家さんがやっていけるのかどうかは。結構、農薬のほうが高いんですけど、それでやっていけるかどうかというのは、一応確認とか、金額とか、そういうのも

全部算定して出していらっしゃるんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今言った4件の方には、事業の制度を説明してからの申込みであったので、そこに関しては了解していただいているというふうに考えます。

○2番（倉本富夫議員）

今、皆さん、作っている農家の人たちが了承しているということでした。今後また、多分、春植えの分の種苗とかをやると思うんですけど、また、農家を募集して、種苗を作ってもらう方を探すということですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

苗木につきましては、先ほども申し上げたとおり、村内の各地域になるべく広い範囲で安定的に確保できるような体制づくりを今後、目指していきたいと思います。

○2番（倉本富夫議員）

なんで、なんでというか、なので、今、4件の方が種苗を作ってくれているじゃないですか。キビを作っているのは、この地区以外にも芦検地区も組合で作っていると思うんですよ。組合で作ってくださいというふうにお願いしたりとかは、一応、されたんですかね。募集とかそういうのをかけたんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほどの4件は、優良種苗を植えた方に対してです。その募集というか、どういった形で選定したかというところは、後ほどまた、ちょっと調べてお答えします。

○2番（倉本富夫議員）

別に、春植えなら、種を自分で購入、キビ、春秋とか関係なく、ほかの農家の人にからもらったりなんやかんやしたりっていうので、植えればするんですよ。その自分の畑にあるキビは、やっぱり、農家の方はみんな、製糖工場に出したいと思うんですよね。そしたら、その種にする分の何割かというか、必要な本数とかそういうのを全部計算して、大体どれぐらいの面積だからどれぐらい必要だよねというのを多分、計算されて種を出すと思うんですけど、一応、既存の農家、今、サトウキビを作っている農家の方にたちに、優良種苗がもしなくなったら、足りなくなったらとか、そういうので、自分、近い人のところからもらいたいし、あっちのキビが良かったからちょっと種で分けてもらえんかいって言ったときに、その人たち、その農家のキビ種をやる、渡す人たちに、一応、キビの種代として幾らかとかいう、何だろう、種代で幾ら渡しますとかいう補助か何かありますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

キビの種を作っている方に対して、生産者からその分の負担があるかということですか。そこも確認してから、また、答えます。

○2番（倉本富夫議員）

ついでにと言つたらあれなんですけど、一応1本あたりの値段も決まっていると思うんですけど、そこら辺は多分、変動しないと思うんですよ。一つの種に対して、多分十何円とか20円ぐらいのお金を払っていると思うんですけど、今、薬代とかもいろいろ値上がりしていて、そこの金額とかそういうのも、もし売るとなつたら高く売れないのかなというようなこともお聞きしたいんですけど。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まず、種を農家の方に売り渡した場合の単価は10aあたり2万円となっております。  
すみません。ちょっとその次の質問、もう一度お願いします。

○2番（倉本富夫議員）

いや、今まで、これは、10aあたり2万円というのは、キビの種を買った人が農家に払うお金で合っています。

○産業振興課長（柳 栄治君）

はい。それで間違いないです。

○2番（倉本富夫議員）

分かりました。一応、笠利とか龍郷とかいろいろとキビを作っているところがあると思うんですけど、やっぱり、宇検村、今、キビ種がちょっと安いのかな。安いような感じが、ちょっと話聞いたもんで、一応、各地区に合わせて、やっぱり、キビ種をちゃんと公平にと言つたらあれだけ、何だろう、宇検村安いから宇検村でキビ作ろうという人が多かったり良いかもしないんですけど、やっぱり、農家の負担になることもあると思うんで、そこら辺の金額はしっかり調べて、また、一回、綺麗に算定してもらいたいなと思います。

次に、セグロウリミバエに関するこことなんですが、宇検村で今、出ていないということなんですが、今後のスケジュール的なことをもうちょっと詳しく知りたいかなと思うんですけど、よろしくお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

セグロウリミバエにつきましては、8月4日に宇検のほうで1匹誘殺されました。その後、8月5日の日に半径5kmの圏内のトラップを33基設置をして、週に2回、今、調査を行っているところです。半径2km以内の地区に関しましては、果実の採取と調査を植防のほうで行っています。8月13日にはベイト剤の散布を行い、幼虫が確認された8月12日以降は、役場と県の農業普及課、そして、植防のほうで家庭菜園での除去を周知をやって、賛同いただいた方はもうこちらのほうで全部除去して埋めて、土のほうに埋めて対応しております。今後は、その12日以降の誘殺がなければ、今は週に1回のトラップ調査のみになっていくと思います。

○2番（倉本富夫議員）

宇検で出なくとも、村外、大和とか古仁屋、瀬戸内のほうとかで出ても、今、言われた日程で宇検村は進んでいく予定なんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

トラップの場所は村内で、先ほど言ったように33基、設置していますので、その発見されたトラップからまた、半径何kmというふうに増えていくので、現在のところは今の発見されたところからのトラップ数で調査を続けていくというふうになっています。

○2番（倉本富夫議員）

今、落ち着いていると思うんですけど、今後、以前のミカンコミバエみたいに大騒動にはならないような感じですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

このセグロウリミバエにつきましては、令和6年度に沖縄のほうで確認された後、南のほうから、徳之島から数が増えているところでありますが、今年に入って奄美本島内のほかの市町村でも誘殺が確認されて、8月頭に宇検村でもされたということになっていますが、どこの市町村におきましても、8月以降の誘殺につきましては数も落ち着いているところであります。特に島内では、新しく誘殺されたというところは、今のところ隔週で1匹とかその程度でありますので、宇検村としましても、初動の対応が多分、上手くいっているので、その後、発見されていないというふうに考えていますので、今後も今の体制を続けながら対応していきたいと思います。

○2番（倉本富夫議員）

本当、初動の動きから今まで、それに少し携わっていたりしたんですけど、大変だったと思います。33基って、結構、もう本当にあっちからこっち行ったりとかいうのがあると思うんで、もう本当ありがとうございます。

次、最後になるんですけど、公共施設のことです。いつだったっけ。今年度の当初の第1回の定例会のときに、公共施設が載っている資料をもらって、いろいろと見ていましたけど、経過年数が40年以上とか、もう50年近くなる建物も結構あります。先ほど村長も話していたんですけど、公共施設個別施設計画で一応、載ってくるとは思うんですけど、一応、現段階で早い順から、早い順というか、そういう補修とか修理対応とかが必要な順からちょっと教えていただきたいなと思います。

○総務課長（泉清一郎君）

お答えします。一応、公共施設につきましてなんですが、一応、村長のほうからも答弁がありましたけれども、まず、公共施設の中でも、この計画の中に入っている施設もあれば、公営住宅とか、また、先ほどありました、インフラ施設とか土木構造物の道路、橋梁とか、上下水道の施設に関しては、簡易水道とか集落排水の中では、こちらの計画に入っていますので、それをちょっとともに、この中に入っている公共施設の計画について、ちょっと今、答弁させていただきたいと思います。

基本的には、議員が見られたのは、公共施設の個別施設計画を見られて、後ろのほうの資料の中からということをちょっと確認させていただいたんですけども、ちょっと今、まさしく見直しを

しているところで、10年計画なんですけれども、やっぱり、状況が変わってくると5年で見直さないといけないので、今、ちょうど見直しをかけているところなんですが、順番というところの部分がとても難しくてですね、対策年数というのは基本的にそこで掲げていると思うんですけども、これも予定どおりいくのがなかなか難しくてですね、腐食の度合いとかそういうものが急に変わってきて、ちょっと集落でいろいろ活用しているときに、内壁が崩落したとか、外壁がまた崩れてきたとか、そういうことが結構、これまでもあってですね、その対策年度とちょっと状況が変わってくる場合もございます。ですので、これで、その財政の状況もありますので、大きな改修が必要になった場合は、財政的にも大きく出ていかないといけないので、なかなか順番をつけるというのがですね、今、とても難しくて。これまでの集落の公民館とかいったものは、まさしくそういったこれまでの区長さんからの情報とかいろんなのを聞いて、当初予算に次はどことどこを掲げたほうが良いということで、今、村のほうでは対応しているところです。これを順番をもし決めていくと、多分、各集落では次の年度は自分たちがということになると、まだ集落の皆さんもそれで計画されるとご迷惑をおかけするということもありますので、その辺はちょっと慎重にということで、今、具体的な順番というところはちょっと掲げていないところでございます。

## ○2番（倉本富夫議員）

分かりました。あと、使っていない施設とかも載っているんですけど、使っていない施設とかは、本当に使えない施設とかもあると思うんですよ。今後、それ考えたら、もう使えない施設においてずっと置いておくのって、もう全然意味がないと思うんで、使える施設においては補修とかいろいろ手加えたりとかして使えると思うんですけど、使えない施設においては今後また、それも予算がかかることなんで、いろいろ検討しないといけないとは思うんですけど、一応どう考えているのかというのをお答えください。

## ○総務課長（泉清一郎君）

議員からご質問いただいたときに、私もちよつと総務課内でもいろいろ話を聞いたところ、昨年そういう話があったということで、まずは、ちょっと利活用の方向で話を検討していましたけれども、それがやっぱり、どうしてももう使えるような状況にないということで聞いているところであります。やはり、ちょっと使えないというところの状況によると、やっぱり、危険も伴うこともありますし、それはちょっと村としても重要性をちょっと勘案しながら、今、おっしゃっていただいた予算の中での解体作業とかそういうことになりますので、ちょっとそこはこれから、今ちょうど、見直しの部分について、それ以外の施設もですね、ちょうど今、公共施設の個別計画は見直しているところでございますので、そういうものと総合的に判断して、できるだけ安全性を保てるような対応をしていきたいと思っております。

## ○2番（倉本富夫議員）

あと、自分が持っている資料に載っていないんですけど、簡易水道と処理場のことについてもお聞きしたいんですけど、簡易水道のほうは、湯湾のほうから水を引っ張って各集落に今、流してい

ると思うんですよ。名柄のほうは集落の上のほうにタンクがあって、そこからまた、名柄の集落内に水をこう、やっていると思うんですけど、最近ちょっと話したら、ちょっと調子が悪いというような感じで、今後の話とかも担当の子から聞いてあれしているんですけど。名柄集落に限らず、今後、各集落、今、新しくなっているのが、芦検と湯湾のほうは綺麗なタンクがあると思うんですけど、崎原の地区とか名柄地区。部連のほうはないのかな。ちょっと自分も勉強不足で分からないんですけど、はどうなっているのかというのを、簡水のほう、聞きたいと思います。

○建設課長（辰島伸乃介君）

お答えいたします。水道施設についてはですね、耐用年数が過ぎているものですね、田検の配水池、それから、名柄の配水池になっております。現在、ちょっと、名柄のほうがちょっと、具合が良くないものですから、今現在、調査をしておりますが、ちょっと原因がまだ分かっていないという状況であります、その2件に関してもですね、昨年度からアセットマネジメントという計画、長寿命化計画を作っておりますので、その計画や施設の現状、財政状況も踏まえて、順次更新していくといふうに考えております。

○2番（倉本富夫議員）

水道なんですが、村民全員がやっぱり、口にするものなんで、ちょっと名柄の状況を聞いたら、あんまり、どこから漏れているか分からないというような話を聞いたんで、しっかりとまた、対応してもらいたいなと思います。

ちょっと話がずれるから、良いか悪いか分からないんですけど、今、2名で多分やっていると思うんですよ、水道事業のほうを。今、その2名で実際、足りているのかなというのがあつて、ちょっとそれ、ちょっと聞きたいなと思ったんですけど。

○建設課長（辰島伸乃介君）

現場の施設の管理のほうは1名で毎日回っております。会計年度職員の方が。それで、10月からですね、また今年、もう1人募集をしておりまして、以前にもありました、付け替えたデータボックスの回収とか、そういうものを計画して、10月からもう1人採用の予定としております。

○2番（倉本富夫議員）

募集しているということなんで、分かりました。

あと、集排のほうですね、は、また、適度に故障しているみたいな。適度にと言つたらいかんんですけど、ちょこちょこ故障しているというような話を聞いているんですよ。機械の故障が多いって聞いているんですけど、一応、年次じゃないけど、10年に1回とか、機械の更新とかしていると思うんですけど、その10年に1回の機械更新で、いろいろと壊れている状況じゃないですか。だから、入れ替えるのはいいけど、今、宇検村のその下水に関して、それが正解なのかどうかというのが、ちょっと。正解なのかどうかじやないな。よく故障しているという、まあ、直してすぐ故障するとかいう話を聞いたんで、どうなのかなと思って。一応、今後、どうやってまた、上手く回していくような形にするんですか。

## ○産業振興課長（柳 栄治君）

集落排水施設につきましては、宇検中央地区で供用開始が平成10年頃だと思うので、約、施設自体がもう30年ほど経過しております。しかし、中の機器につきましては、平成18年度に更新事業1回、そして、29年度から現在も続いている更新事業が2回、それは、機能診断計画と言って、事業をする前に、その機械の耐用年数がどれぐらいなのかとか、あと何年で交替をしなければいけないのかとか、そういったものを調査したうえで入れ替えを行っています。先ほど議員がおっしゃったとおり、入れ替えを行った後でも、急にこう、ものが不具合を起こしたりとか、そういったトラブルが出ていますが、そういったところに関しては単費のほうで修繕を行って、工程的に、なるべく支障がこないような形で対応しておりますが、そこに関しては単独需要なので、一般財源からの繰入れも当然多くなってくると。そういったところを踏まえて、更新事業の中でなるべく、現在まだ、事業が続いているので、需用の中で対応できるものに関しては、隨時、新しいものに変えていっているという状況になっています。

## ○2番（倉本富夫議員）

そうですね。更新事業で新しく変えて、その後、また、故障したら、一般財源から出すしかないと思う、繰り入れで出していったりとかしていっていると思うんです。合っている。合っていないか。あれ、すみませんね。合っているっけ。合っているよね。なんで、そこを減らすというのは本当にやっていかないといけないことだと思うんですけど、これも機械の故障が、昼間に起これば良いんですけど、夜とかに起こったりとかもするわけじゃないですか。そのときにまた、職員が、今、担当している職員とかが多分、出ると思うんですよ。話を聞いたら、代休とかちゃんともらっているよというような話だったんで、全然そこは良いと思うんですけど、これも専門業者のほうに任せたりとか、そういうのはできないのかという、一応これは自分の思いなんですけど、できないのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

## ○産業振興課長（柳 栄治君）

集排施設の維持管理に関しては、通常、他の市町村でありますと、管理委託を行ってそこの業者が行っていることが通常なんですが、宇検村の場合におきましては、村内にそういった管理をする業者がないというところと、処理場自体の管理は瀬戸内町のクリーンセンターが行っているんですが、そこは水質管理が主な管理になっているので、機械だとかそういったものに関しては、今は職員が、任用職員と、任用職員で対応できない部分に関しては職員のほうも、一緒になって行っているところであります。我々も供用開始した当時から、そこに関しては維持管理を行ってくれているところを、いろんなところにこう、お願いをしたりだとかやっているんですが、なかなかそういうところが決まらなくて、特に真空設備をやっている関係で、そこに対してやっぱり、知識がある業者が県内にも少ないので、ここに関してはメーカーのほうとやりとりをしながら、どうしても職員が対応しなければ、処理場が止まってしまうと生活に支障を来してしまうというところで、役場でもいろいろ考えてはいるんですが、現在のところ、そういった対応の仕方になっておりま

す。

○2番（倉本富夫議員）

そうですよね。自分たちで対応しないと、業者もないんで仕方ないところだとは思います。なんですけど、もっと人、今、多分1、2、3人で、3人と、あと、また、産業振興課のほうでみんなで回していると思うんですけど、まだ多分、いろいろと故障したり不具合が起きたりとかしたら、人数が足りていかないんじゃないかなと思ったりします。なんで、もう少し人を入れたりとか専門職の人を引っ張ってきたりとかいうのは多分無理だと思うんですけど、そこら辺も考えてやっていかないといけないのかなと思うんですけど、どうですかね。

○村長（元山公知君）

今、以前からその委託に関してはずっと考えたり、いろいろ業者さんに働きかけたりしているんですけども、なかなか受けてくれる業者さんもいなく。ですから、今、職員で対応をしているところで、今、本当にもう職員の時間外での、またそこに、現場に駆けつけるということが多くなってきているので、そこも我々としてもまた、今、すごい課題になっているところであります。もし、例えば人員を増やすとか、そういうのがあると、また、しっかりとしたデータのもとで、また、皆さんにまた、ご相談させていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○2番（倉本富夫議員）

本当に、水もですし、下水もですし、宇検村民全員のやっぱり、生活にかかってくると思うんで、今後もしっかりと対応していってもらいたいなと思います。

すみません。だいぶ早いですが、質問を終わりたいと思います。

○議長（喜島孝行議員）

これで2番、倉本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時15分、再開します。

休憩 午後 2時02分

---

再開 午後 2時15分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、川上議員。

○1番（川上真理議員）

皆さん、こんにちは。一般質問を行う前に一言、所見を申し上げます。昨年の8月に議席を得て1年になります。この間、村民の声に寄り添い、村民に直結する課題について、全ての定例会で一般質問を行い、提案し、改善を求めてきました。そして、その手応えもしっかりと感じているところであります。引き続き、初心を忘れず、村民の命と暮らし、生業を守る立場で、村政及び村民生活に関わる諸問題に対し、様々な角度から取り組んでいく所存です。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず、村内河川護岸の危険箇所調査と改善について、2点質問を行います。

近年、自然災害が激甚化、頻発化している中、村民の命と暮らし、財産を守るためにも、大規模な被害を未然に防ぐ対策が求められます。そこで、質問の一つ目ですが、村内の河川護岸の危険箇所について調査と改善の要望を出している集落もありますが、現状と今後の見通しについて伺います。

質問の二つ目は、コストを抑えて事故や災害を未然に防ぐために必要な認識について伺います。

次に、通勤流動者の村内居住の推進について、2点質問を行います。

質問の一つ目は、宇検村地域公共交通計画、令和7年から令和11年に掲載されている令和2年の資料によれば、通勤・通学の流動者について、宇検村から他の市町村への流動者が合計で94人であるのに対し、宇検村への流動者は145人と、流出より流入が多い状況となっています。特に、奄美市との比較では、流出が63人、流入が92人と、流入が流出を大きく上回っている状況です。こうした状況をどう分析しているのか。また、通勤流動者の村内居住へ向けた政策について伺います。

質問の二つ目は、令和6年第4回定例会で、同僚議員が、教職員の村内在住を勧めていかないかの質問に対し、人事の発表の段階で、校区内居住あるいは村内居住を勧めている。教員住宅に空きがある分は村内居住職員が増えるよう努めていきたいと答弁されていますが、村内居住職員を増やすための手立てについて伺います。

最後に、2025年7月号の広報うけんに掲載されていた自衛官募集について、2点質問いたします。

質問の一つ目は、自衛官募集に対する自治体としての協力内容について伺います。

質問の二つ目は、その協力内容の法的根拠について伺います。

あとは通告席にて再質問いたします。

#### ○議長（喜島孝行議員）

ただいまの川上議員の質問に対して答弁を求めます。元山村長。

#### ○村長（元山公知君）

川上議員のご質問にお答えいたします。

まず、村内河川護岸の危険箇所調査と改善についての、1点目の村内の河川護岸の危険箇所について調査・改善の要望を出している集落もあるが、現状と今後の見通しについて伺うとのご質問ですが、昨年度より、集落などから要望があった河川について調査を実施し、今年度は、崩落や浸食が進行している9河川の補修を計画しております。現在、比較的規模の大きい2件の工事発注を行い、1件工事が完了しており、残りの7件についても早急に補修工事を完了したいと考えております。今後も崩落や浸食の進行が見られる箇所を優先的に補修を行い、村民の皆様が安心して暮らせる環境の整備を進めてまいります。

次に、2点目のコストを考えて事故や災害を未然に防ぐために必要な認識について伺うとのご質問ですが、河川の事故や災害を未然に防ぐための認識については、まず第一に、事故や災害から住民

の生命と財産を守ることが最も重要であり、そのためには事前の予防策と迅速な対応が必要と考えております。豪雨や台風などの自然災害は予測困難な部分もありますが、今後も定期的な点検を実施し、地域の特性に応じた対策を進め、限られた予算の中で浚渫や補修・補強など優先順位を決めて行ってまいります。

次に、通勤流動者の村内居住の推進についての、1点目の宇検村地域公共交通計画、R7からR11に掲載されている令和2年の資料によれば、通勤・通学の流動者について、宇検村から他の市町村に流動者が94人に対し、宇検村への流動者は145人と、流出より流入が多い状況となっている。特に奄美市との比較では、流出が63人、流入が92人と、流入が流出を大きく上回っている。こうした状況をどう分析しているのか。また、通勤流動者の村内居住に向けた施策について伺うとのご質問ですが、この流動者数は令和2年国勢調査に基づくデータの数値であり、奄美市との関係では大きく流入超過となっています。このことは、宇検村に一定の雇用箇所があり、近隣市町村からの通勤需要があると分析しています。一方で、村外の高校への通学生、仕事としている通勤する住民も少なからず、日常生活圏として奄美市との結びつきが強い実態も存在しております。通勤利用者の村内居住の推進について、宇検村としては、定住人口の維持拡大を図る観点からも、村内で働く方々に可能な限り村に居住していただけるよう取り組むことが重要と認識しております。そのためには、住環境の整備、子育てや教育環境の充実、さらには村内企業との連携による就労支援などを進めているところであります。実証運行を行う公共ライドシェアの導入も、生活利便性の向上を図る取り組みの一つであり、村内外の移動の利便性を高め、村に居住する魅力の向上につなげてまいりたいと考えております。今後とも、村内に住み続けられる環境づくりに努めてまいります。

2点目のご質問には、後ほど教育長が答弁いたします。

次に、自衛官募集についての、1点目の自衛官募集に対する自治体としての協力内容について伺うとのご質問ですが、宇検村が行っている協力内容は、①自衛官及び自衛官候補生の募集にかかる対象者情報の提供、②自衛官募集に関する窓口の対応、③庁舎内の掲示箇所に自衛官募集のポスターやパンフレットの掲示、④自衛官募集にかかる広報誌への掲載などです。

次に、2点目のその協力内容の法的根拠について伺うとのご質問ですが、自衛官募集に関する事務につきましては、まず、自衛隊法第97条におきまして、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されております。また、自衛隊法施行令第120条において、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事、または、市町村に対し、必要な報告、または、資料の提出を求めることができますとされています。以上が協力内容の主な法的根拠になります。以上であります。

○議長（喜島孝行議員）

再質問はありますか。失礼しました。教育長。

○教育長（村野巳代治君）

川上議員のご質問にお答えします。令和6年第4回定例会で、同僚議員が、教職員の村内在住を勧めていいけないのかの質問に対し、人事の発表の段階で、校区内居住あるいは村内居住を勧めている。教員住宅に空きがある分は村内居住職員が増えるよう努めていきたいと答弁されているが、村内居住職員を増やすための手立てについて伺うとのご質問ですが、昨年も答弁をいたしましたが、現在では生活様式の多様化が進み、夫婦共働きの世帯が増えている実情があります。お互いに仕事に従事し、それぞれの家庭において最適に生活できる住環境を求めていることも現実として捉えなければなりません。ですが、教育委員会としましても、引き続き、毎年行われる人事異動発表の段階で、校区内居住あるいは村内居住を勧めているところは必ず行っているところでございます。以上でございます。

○議長（喜島孝行議員）

先ほどは失礼いたしました。再質問がありますか。

○1番（川上真理議員）

答弁いただきました。では、まず村内河川護岸の危険箇所調査の改善のところについて再質問いたします。先ほどの答弁で、現在、比較的規模の大きい2件の工事発注を行うということで、その2件、1件は工事が完了しているということですが、その2件について場所を教えていただきたいと思います。

○建設課長（辰島伸乃介君）

その件については、まず1件目は名柄川のほうです。もう1件は湯湾川で、完了しているのは名柄川のほうです。以上です。

○1番（川上真理議員）

では、崩落や浸食が進行している9河川の補修を計画しているということですが、そこについて、特に今年度、至急やらなければならないというような状況の河川があれば、その部分について教えていただければと思います。

○建設課長（辰島伸乃介君）

お答えいたします。残り7河川ですけれども、宇検川、板根久川、鯨戸川、須古川、部連小勝川、阿室川、中浜川、の7カ所になっております。

○1番（川上真理議員）

私もですね、担当課に危険箇所の調査について、4月の後半から5月の初旬にかけて担当課が調査をしたということでしたので、私もそのパトロール点検後を見させていただいている。その中でですね、まず、気になった点からいくつか質問させていただきたいというふうに思っています。まず、立木・雑木の伐採、除去を検討するというふうに書かれている箇所が7カ所ありました。また、草木の繁茂が2カ所ほどあります。現在、ここの部分についてどのような検討がされているのかをお伺いします。

○建設課長（辰島伸乃介君）

お答えいたします。河川内の流木に関してもですね、浚渫事業のほうで行われるものですから、そちらも含めて今後、検討してまいりたいなというふうに思っております。

○1番（川上真理議員）

今後、検討と言ったのは、近い将来やっていくということですよね。

○建設課長（辰島伸乃介君）

予算に応じて来年度でもできたら良いというふうに考えております。

○1番（川上真理議員）

私もですね、7月から8月にかけて、村内の村管理の河川について見て回りました。やはり、立木、雑木、草木の繁茂の除去についての必要性というのはすごく感じたところです。今、やはり、集落も人口がどんどん減って、そして、高齢化が進んで、なかなかもう手が回らないという状況の中ですので、本当にこのままでは危険だなというのを感じているところです。これらの除去の必要性と、先ほど、来年度、予算に応じて、来年度でもというふうに答弁されていましたけれども、これは、除去の必要性と妥当性、それから、優先度については、何を基準にされているのか、お伺いします。

○建設課長（辰島伸乃介君）

優先順位を決めて行っておりますけども、一番先には、地域への影響、それから、規模の大きさ、そして、緊急性というものを絡ませたもので、優先順位を決めてやってまいりたいというふうに思っています。

○1番（川上真理議員）

そうですね。規模の大きさであったり、やはり、それがどういうふうに地域に影響するかというのは大きな視点だと思いますけれども、やはり、私は草木の繁茂であったり、立木や雑木が散乱している状況で、まず、問題になるのは、視界がやはり、遮られるということだというふうに思います。視界が遮られるとどうなるか。どうなりますか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

河川の状況が見えない状態となると思います。

○1番（川上真理議員）

そうですね。河川内の状況、危険が潜んでるかもしれない、その河川内の状況がやはり、把握できない、しっかり把握できないということになると思います。現に、この担当課のですね、調査によれば、草木の繁茂のみですね、報告された集落があって、そこは生勝についてなんですけれども、私はここを2度調査をしました。2度目については、区長さんにも同席してもらって案内してもらって、直に不安に思っていることなどを聞かせていただきました。後ろから私が見ても草木の繁茂だけかと思ったんですけども、川の中にはですね、人間の力ではもうどうにもできないような大きな石がゴロゴロ転がっているんですよ。見た目ではそんなに大きくないけれども、土砂吸出しの危険がある箇所があつたりだとか、あと、川底に面した護岸部分で一部崩れかけている箇所など

がやはり、至るところに見られました。また、数年前にはですね、その護岸の背面が陥没して車が落ちたという事故もあったというふうに聞いています。その部分については修繕はされているものですね、近辺ではまた、新たに土砂吸出しが起こっているのではないかと思われるような箇所も見られました。さらにですね、大水が出た場合、草木の繁茂などの影響によって、今でも水が流れずに、その溢れた水が集落内に流れ出すということも、もうすでに起こっているようです。予想できるような台風のときなどは、集落民で早めに土嚢詰め作業も行っているということも聞きました。担当課の報告内容とはですね、明らかに乖離があるというふうに思いました。こうした現状は把握できていましたでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

点検を行ったのが4月末から5月の中旬にやったところですね。それから、点検を行っておりませんけども、また、現場の状況を確認して再度検討していきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

でも、最近大雨もなく、台風も来ていないので、この状況というのは、その4月からこの間変わったとは思えないですよね。大きな石が流れてくるような水害があったわけでもないので、やはり、そこはですね、きっちり、調査をしていただきたかったというふうに思いますし、担当課で現地調査をする前ですね、もしくはした後に、集落の区長さんと情報共有などされていますでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

直接的な情報共有とかは行っておりません。

○1番（川上真理議員）

ごめんなさい。はい。しっかりとですね、そういうことも共有していればですね、報告書とこんな大きな乖離はないのではないかというふうに思います。地球温暖化によるですね、気候変動がやっぱり、呼ばれる中で、大雨や台風等の気象災害によってですね、全国で人的・物的被害が起こっています。そして、奄美は台風の通り道です。今年は幸いですね、台風も直撃を今のところ免れていますけれども、年々、台風も大型化していく状況にありますので、このように草木が茂った川だとですね、あっという間に行き場を失う可能性もありますので、是非、まず、その立木、雑木、草木の繁茂と報告があった全ての河川についてですね、早期に、来年と言わず、なるべく早くですね、伐採、除去をしていただくよう強く要望しますが、村長、いかがですか。

○村長（元山公知君）

今、行政の調査内容と、また、議員の調査してきた内容と乖離しているということですので、またしっかりと、先ほど、課長からも答弁があったように、また再度、その指摘された箇所、全体的にしっかりと調査して、先ほどもあったんですけど、その河川内の流木、草木の繁茂というのがやはり。あと、優先順位を決めてしないと、予算上ありますので、やはり、そこもしっかりと大事だと思いますが、また、予算の関係でもしっかりと精査して、また、優先順位を決めてやっていきたいと思います。

○1番（川上真理議員）

では、その件についてはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、質問を変えますが、先ほどの回答でですね、比較的大きい2件の工事発注を行ったということで、名柄川は済んでいますが、湯湾川について補修工事を行うということでした。この点検報告書にはですね、今年度施工予定ということで、宇検川、湯湾川、鯨戸川について3件、今年度施行予定というふうに書いていますが、宇検川、鯨戸川についてはどうなっていますでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

先ほど申し上げました7河川の中に宇検川と、鯨戸川が入っていると思います。

○1番（川上真理議員）

失礼しました。今年度はと書いていましたね。大変失礼しました。はい。ありがとうございます。

宇検川についてですね、区長さんからお話を少し聞きました。すごい状況になっていましたので。そしたら、予定では7月着工というふうに区長さんは聞いていたということで、しかし、当初予算は見たところ100万しか計上されていませんでした。聞くところによれば、1年前からあの状態で、2、3年前から、他の住民からも話を聞きましたけど、2、3年前からもう下地があったんだというふうにも聞いています。あの現場の状態と、それから、当初予算との乖離がなぜこんなに起きるのかというふうに思いますし、私自身もですね、予算論議に加わった1人ですので、現地の状況を把握できていなかつたことを大いに悔いているところですけれども、当初予算を見る限り、住民が危険と隣り合わせにあるという危機感をですね、何か感じないんですよね。補正予算というのは、こう突發的なもので、というふうに私は認識しているんですけど、現地の状況をよく熟知している役場職員が、その危機感というのを一番感じていないんじゃないかなというふうに、当初予算を見て思いました。今年度実施する予定のものがなぜ当初予算でしっかり組まれなかったのか、お伺いします。

○建設課長（辰島伸乃介君）

昨年度、宇検集落から要望書をいただいた段階ではですね、舗装に亀裂が入った状態だったものですから、当初予算のときには舗装のやり替えを計画していたというふうになっております。今年度になりました、陥没が大きくなりました。なので、この後もございますが、補正予算などでもまた、計上させていただいて、大きな工事を、はり替えを行いたいというふうに思っております。

○1番（川上真理議員）

分かりました。では、二つ目のちょっと、質問に入らせていただきます。

コストを抑えて事故や災害を未然に防ぐために必要な認識についてということで、回答では、住民の生命と財産を守ることが最も重要であり、事前の予防策、迅速な対応が必要ということで、まさにそのとおりだというふうに思います。危険箇所をやはり、いち早く見つけて、応急処置を早急に行なうことがやはり、重要だというふうに私も思います。その分でいけばですね、田検川につい

て、住民から護岸吸出しの通報がされているというふうに思います。担当課でも現場を確認をして、護岸の破損や背面舗装も陥没が確認されていますけれども、規模は小規模との報告内容に、まあ、ここではですね、なっています。直接担当職員にも、私があの電話で確認したときも根本的な対策が必要かどうかを、今、検討しているとの回答でした。私自身も住民から相談を受けて現地を調査し、この現場が今どういう状態なのかということで写真を撮ってですね、知り合いの専門家に見てもらいました。その方曰く、今、この写真の状態だと、舗装だけがこう、浮いている状況があるので、穴の周りを割って穴の範囲も確認したほうが良いということでした。それがダメなら、土嚢やブルーシートを覆って水が入らないようにして、カラーコーンで規制したほうが良いということです。逆にその穴がですね、下で広がっている状況であれば、やはり、穴に落ちる可能性があるということで、その対応は急ぐべきだというふうなアドバイスもいただいたところでした。潤沢な財政状況ではないということは承知をしていますし、優先順位があるのも分かっていますけれども、やはり、住民の不安を取り除くのが皆さんの責務だというふうに思います。田検川については、護岸の背面から土砂が吸い出されている状況ですので、もっとしっかりとですね、現場の状況を調査をして、適切な対応を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

田検川についても、担当のほうから、調査の結果は情報をいただいておりますが、護岸天端は小規模な舗装の陥没ということありますので、再度また、現場を確認していきたいというふうに思っております。

○1番（川上真理議員）

よろしくお願ひいたします。聞き取りをする中で、区長さんからと村民の方からも言われていたことは、砂防ダムについてですね。砂防ダムは県の管理ですかね。はい。なので、直接皆さんに関われる問題ではないのかもしれませんけれども、ただ、かなりですね、砂利が溜まって、流木が重なってという状況で、かなり危険な状態にあるというふうに聞いています。確かに県管理のものではありますけれども、その砂防ダムの下には村民が、営みがあって、それを守るのも自治体の役割だというふうに思いますので、定期的に、県がですね、チェックができるれば良いかもしれませんけれども、多分、そういったこともなかなか難しいかというふうに思います。なので、村のほうがその砂防ダムをチェックをしたりとかいうようなことはできないんでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

砂防ダムに関してはもちろん県の管轄なんですけども、自分が伺ったのは、県が定期的な調査を行っているというふうに伺っております。以上です。

○1番（川上真理議員）

じゃあ、行っているということは、まだ大丈夫という見方をしているということなのかもしれませんけど、やはり、住民はそれを見て、やはり、怖いなって、大水が来たりしたらこれが凶器になるんじゃないかなという不安も抱えていますので、是非、皆さんところでそういう声を聞いた場合

には、しっかりですね、県にもう一度調査を依頼して、改善を求めていただきたいというふうに思います。よろしいですか。村長。

○村長（元山公知君）

毎年の土木業者同士の意見交換とか、そういう中でもその砂防ダムについての要望を伺っていますし、はい、今、議員おっしゃるように、また、そういうような要望があれば、また、しっかりと県のほうに伝えていきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

是非、よろしくお願ひしたいと思います。

では、この質問の最後ですけれども、まあ、質問じゃないですね。もう最後、要望にしますが。職員の皆さんもですね、少ない人数の中でなかなか手が回らないということになろうかというふうに思います。だからこそ、集落内のことを見つけてもらって、例えば写真を撮つて、それをこう集めて、すぐ情報共有できるようにですね、災害に強い村づくりを住民共同でつくる取り組みに、そういう仕組みづくりを是非、ご検討いただきたいということをご質問の最後にあげまして、次の質問に移らせていただきます。

次にですね、ちょっと順番を変えて、自衛官の募集について何点か質問をさせていただきます。まず、自衛官の募集に対して、協力内容については、候補生の募集にかかる対象者情報の提供、それから、窓口の対応、そして、掲示箇所にポスターやパンフレットの掲示、そして、募集にかかる広報紙を掲載ということでしたけれども、対象者情報の提供ということについて、もう少し詳しく教えてください。

○総務課長（泉清一郎君）

対象者情報の提供について説明させていただきます。一応、依頼を受けている内容は、氏名、出生の年月日、男女の別、住所です。宇検村では、この中から氏名と住所を抽出して、紙ベースで提供させていただいています。対象の方は、今年度自衛官、自衛官候補生の募集対象である18歳、22歳になる方々が対象です。

○1番（川上真理議員）

情報提供は18歳と22歳の村内に住所のある学生ですね。学生で提供しているものは氏名と住所だけですか。

○総務課長（泉清一郎君）

すみません。一つだけ漏れていました。出生の年月日というか、その年度に何歳になるかという情報も提供しています。

○1番（川上真理議員）

じゃあ、住基の3情報を提供しているということでよろしいですか。はい。では、その提供の仕方は何で提供していますか。

○総務課長（泉清一郎君）

これは電子ベースか紙ベースかという質問。紙ベースで提出しています。

○1番（川上真理議員）

じゃあ、その紙ベースで名簿を提出しているということで、その法的根拠というのが、自衛隊法第97条、募集に対する事務の一部を行うということと、それから、自衛隊法施行令第120条、必要があると認めるときは、必要な報告、または、資料の提出を求めるることはできるというようなものようですがれども、先ほど、住民基本台帳の3情報、提供していると言われていましたけれども、今、言われた文書の中には、その内、3情報を提供してくださいとは書いていませんけれども、そこは忖度をしたということですか。

○総務課長（泉清一郎君）

すみません。お答えします。3情報提供してはいけないということ。

○1番（川上真理議員）

3情報を提供をしていると言われましたけども、その法的根拠はということで、二つの法律を出されて言われましたが、その法律の文章の中に、そういう個人情報、今言った氏名だとか年齢だとか住所だとか、提供しなさいというふうに、具体的にはそんな文章はないですねということです。それは、なぜそれを提出されているんですかということを聞いています。

○総務課長（泉清一郎君）

すみません。ごめんなさい。立ったままで申し訳ございません。基本的にはですね、この住基情報の一部の写しを自衛隊のほうから提供お願いしますという依頼文書が来ていまして、それに対応する形でその情報を提供しているということでございます。

○1番（川上真理議員）

多分ですね、総務省とか防衛省が出している通知ですね。ただ、それによって住民基本台帳に載っているその情報を渡しているんだというふうに思いますけれども、防衛省とか、総務省では、その住民基本台帳からそれを提供することは何の問題、特段、問題はないというような説明、通知文書になっていますけれども、皆さんもそれを見て多分、出されているんだというふうに思いますが、住民基本台帳の11条の1項には何で書かれているか知っていますか。

○総務課長（泉清一郎君）

すみません。今ちょっと調べてみないと分かりませんけども。

○1番（川上真理議員）

第11条の第1項には、何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができるというふうに書いています。だから、情報をわざわざ提供することは基本的にはあり得ないかなというふうに思っています。この住民基本台帳からいけばですね、結局、目的外の利用であったり、外部提供についても定めなどどこにもないわけですから、これを法的根拠にするというのはですね、やはり、無理があるのかなというふうに思います。ましてや、通知というのは法規制はない

というふうに、私はそういうふうに思っていますので、皆さんがそこを大きく解釈をして出されていられるのかなというふうにも思います。とはいっても、国から補助金をもらわなきゃいけない自治体にとっては、国の圧力というのはですね、かなり相当なものがあるんだろうというふうに理解をしています。現在ですね、2024年度の自衛官募集のため、高校生、大学生の個人情報を記載した名簿を、紙や電子媒体で自衛隊に提供している自治体は、全国1,741自治体中1,152自治体で66%です。あと、閲覧のみとしているところが452自治体となっていることからも、そういうところ、その状況も伺えるというところです。ではですね、提供するにあたって個人への確認は取っているのかを伺います。

○総務課長（泉清一郎君）

説明させていただきます。基本的にですね、先ほど、根拠の法令、住基情報の話もありましたけども、ほとんどの自治体が判断しているというところの中には、個人情報の保護法、これ、もう以前は各市町村で定めていた部分はあったと思うんですけども、個人情報のその保護に関する法律が改正されたことによりまして、それは 令和5年の4月1日から施行されていますけども、この改正施行法に伴って、個人情報、先ほど言った住基情報も一緒なんんですけども、そこが、その69条第1項において、基本的に、その法令に基づく場合を除いて、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用して、または、提供してはならない、こういった多くの自治体が判断しているところであると思うんですけども、一応基本的にこういった考え方の中で情報提供していることになっています。ですので、法令に基づくものということの判断で、個人の方々からの同意を求めていないところです。

○1番（川上真理議員）

担当者からも事前に個人に情報は取っていないというふうに聞いていました。今、個人情報保護法のことを言わっていましたけど、これ、宇検村にも個人情報保護条例というのがありますね。その第8号にある個人情報保護審査会、そういったものにも、じゃあ、諮問はかけていないということですか。

○総務課長（泉清一郎君）

先ほど説明させていただいた内容で判断していますので、そこにかけていることはございません。

○1番（川上真理議員）

私はですね、やっぱり、私の知らないところで、例えば私の子供の情報が自衛隊に流れていたってなったなら、怒りまくって役場に怒鳴り込んできますよ。やっぱり、個人の情報、それから、プライバシーが自治体によって侵害されているということはあってはいけないというふうに私は思います。全国ではですね、今、保護者や市民の反対の声によって、提供を中止したという自治体もあれば、閲覧に戻したという自治体もあります。また、情報提供して良いかと了解をそれぞれに得ている自治体もあります。また、提供された高校生のプライバシーの侵害などとして、自衛隊への名簿

提供は違憲とする訴訟もですね、起きています。是非、本村も、先ほどのね、法だけを盾に取って良いのではなくて、やはり、名簿を提供するにあたっては、最低限ですね、個人情報を提供して良いか、やはり、本人に同意を得たうえで、希望されないという方については除外する対応をとるべきだというふうに私は考えますが、村長、いかがでしょう。

○村長（元山公知君）

議員からこの質問をいただいたから、いろいろ近隣市町村、全国のそれを調べました。今、議員がおっしゃっている情報もこちらとしても今、調べて持っているところですけども、まずは、近隣市町村で奄美市とか除外申請を受け付けているということですので、まずは、除外申請を始めていきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

是非、個人情報プライバシー権を守る立場ですね、対応をお願いしたいというふうに思います。あと、これは議会でもいつか取り上げてほしいと言われた村民の方もいらっしゃいまして、広報うけんにですね、自衛隊の募集が、記事が載っているのが本当に嫌だという方がいらっしゃいました。自衛隊だけ広報紙で職業紹介するというのは、やはり、いかがなものかというふうに私も思います。ちょっと時間がないのでなかなか答弁求められませんけども、是非、ここについてもですね、ご検討いただければと。掲載の有無についてご検討いただければというふうに思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。

まず、次の、流動者の村内居住の推進についてということです。通勤流動者の流入が多い宇検村ですけれども、先ほど、村長の討論でも、やはり、働く場所がですね、多いというところなど挙げられていましたけれども、やはり、それはすごく人口増にとっても魅力的なところだというふうに思います。ただ、村長が言われたように、働く場所だけでは定住人口の増はやはり、望めないというところで、住環境の整備というところも重要な要素になってくるというふうに思います。様々な支援を進めているところだということですけれども、今、宇検村は民間賃貸住宅補助金制度や定住促進の空き家活用事業だとか、あと、公営住宅のストック総合改善事業などですね、住宅不足の改善に向けて様々な取り組みも進めていただいているところではありますけれども、この事業で入居可能となった住宅についてですね、住居に対して、村内外へ公募とかはしていますでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

公営住宅は空き家改修で住環境の整備を整えておりますが、公営住宅と空き家改修の部分ではちょっと窓口が違うんですけれども、空き家改修のほうでは、村外への呼びかけという、行う前に、希望者とか、住まわれる方、Iターン・Uターン者で決まっているというパターンが今のところあるので、公募を行っていることは現在はありません。

○1番（川上真理議員）

待ちの状況だというふうにも思うので、多分、そういう状況にならざるを得ないのかなとも察しますが、大和村ではですね、村が1件、定住促進住宅について、村内外へ募集をかけたところ、7組

ほど、村内外からですね、募集があったと、応募があったということで、村外からもですね、応募があったということで、本当に広くて綺麗でというところで、かなり応募もあったみたいなので、是非、余裕があればというか、そういう住宅ができた際は、村外のところにもアピールをして、定住できるようなですね、施策を取っていただければというふうに思います。あと、そうですね。そしたら、もう一つ、教員住宅の村内居住を増やすための手立てのところについて質問させていただきます。

まず、先に、ある事例を一つ紹介をさせていただきます。村内に勤務する教員ですね、校区内の教員住宅に入るつもりでいたらですね、これ、前回、6月の話とはまた、別の話ですからね。管理職の方に女性にはお勧めできないとまた言われたそうで、その先生は校区内の教員住宅に入居したそうです。村内のですね。でも、入居した教員住宅が傾いて住めなくなるかということで、結局、今はですね、村外から通勤をしていらっしゃいます。その先生曰く、住宅が綺麗だったらわざわざ4、50分もかけて通勤なんかしなかったのにというふうな話をされていました。先ほどの教育長の答弁では、生活様式の多様化だったりというところで、そういう状況も現実として捉えなきやいけないっていうふうにおっしゃっていましたけども、全部が全部ここに住むことは当然できないと思います。家族も問題であったりとかあるかもしれません。でも、中にはそうではない人たちだってやっぱり、いるんですよ。だから、あのときにきちんと教員住宅が整備されていれば、その先生はここに、宇検村に住所を置いていたでしょうし、当然、税収も増える、また、地域の活性化にもつながるということになったというふうに思います。定住促進の中でやっぱり、重要なのは、やっぱり、住環境というのは本当の重要なところだと、側面だというふうに思いますので、予算のかかるところではありますけれども、是非、そこについても優先順位を高めていただいて、やはり、この宇検村に住んでもらうということでですね、そして、地域を活性化する。やはり、そういう施策を是非、打ち出していただきたいというふうにお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行議員）

これで1番、川上議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

休憩 午後 3時08分

---

再開 午後 3時20分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間を会議規則第9条第2項の規定により延長します。

△ 日程第6 認定第1号 令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算について

- △ 日程第7 認定第2号 令和6年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第8 認定第3号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第9 認定第4号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第10 認定第5号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第11 認定第6号 令和6年度宇検村簡易水道事業会計歳入歳出決算について
- △ 日程第12 認定第7号 令和6年度宇検村集落排水事業会計決算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第6、認定第1号、令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第12、認定第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計決算についてまでの7件を一括議題とします。

本7件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

認定第1号、令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、認定第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計決算についてまでの提案理由のご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度の宇検村一般会計、宇検村国保事業特別会計、宇検村国保施設事業特別会計、宇検村介護保険事業特別会計、宇検村後期高齢者医療事業特別会計、宇検村簡易水道事業会計、宇検村集落排水事業会計、それぞれの歳入歳出決算を監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、7件についてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで、提出者の説明を終わりました。

お諮りします。

本7件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

本7件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時23分

---

再開 午後 3時23分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に海原議員、副委員長に杉浦議員が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

△ 日程第13 議案第39号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第13、議案第39号、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第39号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第39号は、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に1億755万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ42億3,193万円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提出者の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎議員）

自分のほうからは3点ほど、時間がありませんので、確認だけさせてください。

まず、14ページの15目12節の委託料、ヤギのですね、駆除30万円計上してございますが、このヤギの駆除の委託先を教えていただくのと、次のページ、15ページ、7款2目財源組替の1,600万円ですが、これは芦検の防災道路整備事業の財源組替みたいですが、工事はいつ頃から予定しているのか。次に、16ページの9款3目財産管理の700万の補正、修繕費ですね、この学校施設及び社会体育設備等の修繕費は、場所を教えていただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まずは14ページ、15目ヤギ被害対策事業の委託先ですが、宇検村獣友会になります。

○建設課長（辰島伸乃介君）

この財源組替ですけれども、この1,600万円は委託料になっておりますので、工事のほうは来年度予定というふうになっております。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

16ページの9款1項3目財産管理費の修繕料なんですけれども、当初予算で2,100万組まさせていただきまして、6月補正で800万の補正をさせていただきました。合計で2,900万の予算でしていたのですが、今現時点での予算残額が790万と、今からやる予定ですね、予定というか、久志小中学校のトイレの改修工事だったりとか、これは和式から洋式に全て変える予定であります。あと聖火台の配管工事だったりとか、あと一番大きいのは、元気の出る館ホールの照明の調光装置が今現在壊れています。ブレーカーのほうに直結させていただいて、そのまま使っている状況なので、今年は地区大会の英語ショートスピーチ大会だったりとか弁論大会、あとサシバサミット、あとですね、村の生涯学習推進大会等ありますので、それまでには修理を終わらせたいと思っております。以上でございます。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（川上真理議員）

15ページ、7款3目河川改修費、先ほどの一般質問のところでも回答いただいた部分かというふうに思います宇検川の補修工事2,000万組まれていますけれども、これは国の国土強靭化の5ヵ年加速対策、そことも連動するものかなというふうに思います。そういった意味でいけば、先ほども何度も言ったように、やはり災害が大規模化してきているという状況の中で、本当にこの今までと同じような工事の内容では、もう、また壊れてしまったりとかいうようなこともあるかというふうに思います。そういった意味では、ちゃんとそういった今後の災害の規模に合わせた工事の内容になっているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長（辰島伸乃介君）

この宇検川については、全体的に工事をするのが126mなんですけれども、ブロック積の区間が32mございます。その区間が一番可動が狭い区間となっておりますので、その可動を広げて同じような状態にならないような計画で工事を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（倉本富夫議員）

14ページの11目の5款11目のほうなんですけど、修繕費の防護柵、門扉修繕費、これどこの分か、どこの場所か。あとその下のタエン地区農業用排水の緊急浚渫事業は、またどこの場所かというのを聞きたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まず、防護柵の門扉の修繕費ですが、これは村道田検名音線の入口にイノシシ防護柵、4級に行く所に柵をしていますが、これを強化型に変えて管理をしやすいようにという集落からの要望があつたので、田検地区になります。タエンの浚渫事業につきましては、管理棟の横の水路、そこが水を取る上に堰があるんですが、そこの堰に行くまでの水路が、もうほとんど土砂で埋めつくされてい

る状況ですので、その対応をやります。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉永常明議員）

11ページの39目、39目の18節、19節、18節におきましては、当初で6,000万発行して、今回また550追加しているんですけど、これはもう当初のやつが売れての追加なのか。19節、これも当初は4万で50名で200万の予算を組んでいましたけど、今回、500万という予算なんんですけど、その内容をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、18節の地域商品券事業なんですけれども、歳入の7ページにもありますように、物価高騰対応重点施策地方創生臨時交付金がさらに追加されたため、検討したんですけども、一番物価高騰に対応できるのは商品券ではなかろうかと、追加された部分をさらに商品券の追加という部分で対応しております。

○住民税務課長（小松洋仁君）

この調整交付金の分なんですけれども、当初予算の段階では、基本的には頭出しのような感じで予算を計上していたんですけれども、制度自体の内容があらかじめ明らかになってきておりますので、その該当者等を積算するうえで、最大限見積もって、このぐらいになるだろうという予測のもとに、今回、とりあえず予算を計上させていただいて、10月から実際の給付に入っていくという流れを予定しております。以上です。

○7番（吉永常明議員）

先ほどの18節の分なんですけど、今回追加で500冊やっているんですけど、この使用期間は3月までですよね。それで、これがちゃんと消化できるかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

現在、月割りをしたら、計画どおり購買が行われているというふうに見て取れているんですけども、さらに550冊追加したこと、現在、引換券が決まっていると思うんですけど、冊数が決まっているかと思うんですけども、2月の状態を見て、フリーで販売するという可能性も一つあるかと思います。ですけれども、プレミアム率が高い分、村民の皆様には還元ができる、完売する予定で、今動いているところです。

○7番（吉永常明議員）

2月まで様子を見てフリーにするという答弁でしたけど、そしたら2月の時点で余ってて、それをフリーにしたときに、使用期間があと1カ月しかないですよね。それで使い切るかどうかというの、どうなんでしょう。

○企画観光課長（辰島月美君）

様子を見ながらという部分もあるんですけども、まず、引換券が2月まで引き換えるようになつ

ているので、先にフリーで販売を行うと、引換券を持っていらっしゃる方が購入ができないというパターンが出てくるので、それを押えながら様子を見ながら、3月31日までに消費ができるような、そういう手段を検討していきたいと思っています。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（肥後充浩議員）

10ページの企画費の中で、12の委託料の交通空白改修事務委託料の1,170万、これはどこへ払うのか。それと、その18節の負担金、南部振興協議会派遣負担金、これ誰かをそこに出して、その期間、どういったふうなことになっているのか。それと地域おこし協力隊、インターん10名分126万とありますけれども、このちょっとインターんの10名分の話をちょっと聞かせてください。それと37目Jアラート更新事業、これは580万、これはどこへ委託するのか。一応その分をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、10ページの12節企画費の委託料のドライバー報酬なんですけれども、こちら、先ほど一般質問の中でも答弁いたしましたが、今度ドライバーに登録されている方々の報酬という形になります。それでもう、地域のエリアを五つにエリアを持っていまして、時間帯も4区分で分けているんですけども、それがフルに稼働したときの最高の報酬という部分がありますので、今までのバスの乗車率が1%満たないという部分と比較すれば、かなり大きな予算を要求しているんですけども、最大値利用された場合のということで、今回1,170万円の報酬というのを計上させていただきました。

それから、18節の部分なんですけれども、これ、奄美大島南部振興協議会は負担金で、これ独立しております、当初9万円を計上しておりましたが、6万円の増額ということで、先月行われました総会で予算額がちょっと上がってしまったものですから6万円計上させていただいております。その下の派遣負担金というのが特地組合からの派遣で、員外派遣で役場のほうで働いていただいているので、その方の派遣負担金という部分を計上させていただいております。

次に、21目の地域おこし協力隊なんですけれども、協力隊のインターんという部分なんですが、今回、タエン浜の監視業務というのをガイド協会に、過去ずっと委託をしておりましたが、なかなか人材不足で確保ができない、夏の行事が多いときで対応が難しいというところで、地域おこし協力隊のインターんを募集したところ、この夏で9月末まででインターんが7名応募がありまして、これからもまた入って来る予定になっております。現在、決まっているのが7名なんですけれども、さらにはタンカンの収穫時期や、そういうときにもリゾートバイトのようにインターん生を募集をして、宇検村の困りごとに関わってくれる方を募集して、関係人口につなげていきたいという取り組みの中で、年間10名のインターん生を募集できるような受け皿を作るということで、これも地域おこし協力隊と同じような総務省の100%特別交付金で返ってくるという部分で報酬が見られる、財政措置があるので、どんどん進めていきたいという部分で報酬を組んでおります。以上です。

○総務課長（泉清一郎君）

お答えします。災害対策費の12の委託料につきましては、Jアラートの更新業務委託になりますが、これは令和8年度までにこの更新をするように国のはうからいわれておりますので、今年度ですね、今現在だと緊急防災減災事業債が有利な財政措置が使えるということで、今回計上をしています。委託先については、これから決める予定です。

○5番（肥後充浩議員）

15ページの赤土山の看板設置委託、これは赤土山、どこに移転とかするのか、新設じゃないですかね。

○建設課長（辰島伸乃介君）

現在、大畠にございます橋、旧県道横に立っているあれを移設、2枚1組になっていますので、1枚ずつに分けて2カ所に設置をしようと考えています。1カ所は大畠の県道の橋を渡ってすぐの空き地があるんですけど、旧県道空き地そこに計画しています。もう1カ所が住用町側の篠川の渡る橋があるんですけども、その手前を考えております。移設になります。以上です。

○5番（肥後充浩議員）

もう何十年前のやつで、ちょっと色があせてないですか。塗り直すとか、そういったことはしないんですか。

○村長（元山公知君）

塗り直すことも、まず考えたんですが、昔の方々からずっとつながってきた看板ということで、ぜひそこをしっかりと伝えたいなと思って、今回は塗り直さない、そのままの状態で、文言もそのままでということで、はい、考えてこの予算を上げさせていただきました。

○5番（肥後充浩議員）

1年経ったら、ぜひ塗り直しをお願いします。目立たないと意味ないので、よろしくお願いします。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（壽山新太郎議員）

もう1点だけ、先ほどのどんと券の件と関連してなんですが、8ページの歳入のところで、20款の2雑入275万、どんと券販売収入と書いていますけど、これ、単純に村民の皆様1冊5,000円で買いますよね。その分の収入という考え方でよろしかったですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、おっしゃるとおりです。5,000円の550冊で、一般の方の購入金額ということになります。

○3番（壽山新太郎議員）

これちなみに何月から何月分の販売収入額でしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回交付金で追加された分で550冊増刷したので、はい、そちらの分となります。

○3番（壽山新太郎議員）

取扱店が芦検商店と会計課と、もう1店舗、どこでしたっけ。

3店舗取扱店舗ありますよね、販売、どんと券を販売する店舗は、芦検と会計課と、もう1店舗どこでしたっけ、3店舗ですよね、2店舗、5店舗ですか、550冊受け入れましたけど、一番販売実績、販売高が多い店舗を、もしよかつたら教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

会計課の販売が一番多いと思っております。ちなみに販売箇所が宇検と芦検、役場会計課とケンムンの館、名柄、平田となっております。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（杉浦治俊議員）

14ページの14目鳥獣被害防止総合対策事業なんですが、補助金として95万かな、付いているんですけど、これは補助金設置、檻の設置じゃなくて移設か何かですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

捕獲設置檻ですが、これは1月に各集落に要望を取ったところ、生勝のほうが設置をして、管理まで集落のほうで行うということなので、それにその捕獲箱の単年度要望が予算が付いたので、今回計上しております。

○6番（杉浦治俊議員）

生勝のほうで引き受けてくれるということですか。今現在、捕獲檻のほうは、今何基ですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

役場のほうで管理をしているのは、現在は部連の部連吉志線の途中と、以前宇検にあったやつを湯湾の石原と湯湾の農道の奥のほうを持って行っておりますが、そのほうは今のところ捕獲は確認できていないという状況です。

○6番（杉浦治俊議員）

捕獲、檻の個数をちょっと確認したいんですけど。檻が何基あるか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

檻は2基です。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第39号、令和6年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第40号 令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

△ 日程第15 議案第41号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第14、議案第40号、令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算について、日程第15、議案第41号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について、以上2件を一括議題とします。

本2件についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第40号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第40号は、令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に29万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,268万円とするため議会の議決を求めるものです。

議案第41号は、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に484万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8,151万1,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩議員）

国保施設事業の歳入、6ページ、ワクチン接種料で315万円の計上をされていますけども、これは何分でなるんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

歳出のほうでもワクチンの医薬材料費のほうで計上させていただいておりますが、今年度から帯状疱疹のワクチン接種が開始されました。帯状疱疹のワクチン接種、もちろん助成もしているんですけども、生ワクチンと不活化ワクチン2種類ございまして、現在、ほとんどの方が不活化ワクチン、2回接種しないといけないやつを打っているんですけども、1本の薬剤料が1万6,000円ぐらいと、それを2回打たないといけない。費用にして1回2万円程度というふうになっておりますので、このような額になっております。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明議員）

支出の7ページの需用費の手すりと止水版設置とあるんですけど、どこに付けるのか、説明お願ひします。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。議員の皆さんも一旦内覧をしたので、大体イメージは湧くと思うんですけども、待合室から処置室までは手すりがあるんですけども、待合室からトイレに向かう手すりがない状態になっておるので、患者さんのはうから要望があって、手すりがあればもうちょっと移動がしやすいからという要望があって付けました。止水板につきましては、救急車の搬入口、スライドのドアになっているんですけども、雨が降ったときにですね、風が強いとですね、下のはうから水が逆流して中のほうに入ってくるという状態が、今続いておりまして、それを避けるために止水板のようなを付けて対策をしようかというふうに考えております。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第40号、令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第41号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第41号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第42号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

△ 日程第17 議案第43号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第16、議案第42号、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について、日程第17、議案第43号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、以上2件を一括議題とします。

本2件についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第42号、議案第43号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第42号は、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に615万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億2,639万2,000円とするため議会の議決を求めるものです。

議案第43号は、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に3万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,145万6,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩議員）

後期高齢者の7ページ、6ページですね、歳入で雑入の3万5,000円とありますけれども、この雑入の中身は。

○住民税務課長（小松洋仁君）

これは広域連合から保険料の償還金の分に当てる分で、雑入で入ってきております。これがこのまま、また財源として償還金で出していくという形になっております。

○議長（喜島孝行議員）

質疑ないですか、ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第42号、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第43号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第18 議案第44号 令和7年度宇検村簡易水道事業会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第18、議案第44号、令和7年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第44号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第44号は、簡易水道事業会計補正予算についてですが、収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ147万円を追加するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

これから、議案第44号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第44号、令和7年度宇検村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第19 議案第45号 令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第19、議案第45号、令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第45号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第45号は、集落排水事業会計補正予算についてですが、収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ453万7,000円を追加するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理議員）

3ページの給与明細書のところで若干触れたいと思いますが、手当がかなり増えていて、その内訳を見たら時間外手当がですね、やはり倍になっています。ここで業務の負荷がかかり過ぎているのではないかというふうにも想像しますが、先ほどの同僚議員が説明をしていたところのことかなというふうに思いますが、こういう状況で1人体制から2人体制にするということになっているのでしょうか。ちょっとそこについてお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員が言われた繰入れの件ですが、令和6年度から、この公営企業会計に移行しまして、6年度にある程度、そういった維持管理を含めた繰入れをやっております。決算は明日からの決算委員会の中で、また再度皆さんに審議していただくわけですが、その中で余剰金というのを実際発生していまして、今年の場合は、だから余剰金が少しある関係で、繰入れは少なくなると考えておりますが、令和5年度から令和6年度にかけて工事請負費が繰り越しをしているので、5年度に関しては繰入れが若干少なくなっていますが、今回の6年度に関しては、それも含めたうえで繰入れと余剰金で、使用料以外のものに関しては対応していくという形になっていきます。

失礼しました。時間外手当が本年度が120万と、前年度より2倍近くなっておりますが、先ほど言われたとおり、緊急時の対応に対しての手当でございます。失礼しました。

○村長（元山公知君）

先ほどの一般質問の関連とありましたので、先ほど一般質問で人員を増やしていくというのは、建設課の簡易水道のほうでありまして、この集落排水のほうは、先ほどどこか委託先、職員の例えれば時間外の、今の関連する時間外が多くなるにつれて、やはり職員の負担もあるということで、委託先を探したほうがいいじゃないかという提案だったので、そういうのを以前からしているんですけど、なかなかその委託先が見つからず、今この職員の時間外で対応しているということでの増ということあります。

○1番（川上真理議員）

今の村長の説明で分かりましたけれども、やはりどうしても委託先がなかなか見つかるまでは、結局こういう状況が続くということですし、でもそうなると、やはり村体制の中で、負担もかなり、職員の負担も多くなってくるというふうに思いますので、委託先が見つかるまではですね、し

つかり周りのフォローワー体制を含めてやっていただきたいというふうに思います。

○7番（吉永常明議員）

11ページ、経営戦略策定指定業務というので330万委託をされているんだけど、これってどういうところに委託しているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ここに計上しています経営戦略につきましては、漁業集落排水事業が今年度から採択されまして、来年の概算要求をするにあたり、この経営戦略を必ず策定することというふうに国から指示がありましたので、計上させていただいております。委託先は会計事務所とか、そういった水道に託したコンサルタントを考えております。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第45号、令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ることについて

○議長（喜島孝行議員）

日程第20、質問第2号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

諮問第2号について、提案理由のご説明をいたします。

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるについてですが、人権擁護委員として宇検村宇検525番地の津田政俊氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

これから、諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、お手元にお配りした意見書のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるについては、意見書のとおり答申することに決定しました。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 4時06分

令和 7 年第 3 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和7年9月17日

令和7年第3回宇検村議会定例会会議録  
令和7年9月17日（水曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第 1 認定第 1 号 令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
  - 日程第 2 認定第 2 号 令和6年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
  - 日程第 3 認定第 3 号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
  - 日程第 4 認定第 4 号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
  - 日程第 5 認定第 5 号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
  - 日程第 6 認定第 6 号 令和6年度宇検村簡易水道事業会計決算について
  - 日程第 7 認定第 7 号 令和6年度宇検村集落排水事業会計決算について  
(以上7件一括上程・委員長報告・討論・採決)
  - 日程第 8 議案第 46 号 宇検村森林環境譲与税基金に関する条例の制定について  
(説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第 9 議案第 47 号 宇検村山林運営基金条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第 10 議案第 48 号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第 11 議案第 49 号 宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第 12 議案第 50 号 宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第 13 議案第 51 号 物品売買契約について  
(説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第 14 同意第 2 号 宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて  
(説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第 15 議員派遣の件について
  - 日程第 16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
  - 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	川上 真理 議員	2番	倉本 富夫 議員
3番	壽山 新太郎 議員	4番	海原 隆家 議員
5番	肥後 充浩 議員	6番	杉浦 治俊 議員
7番	吉永 常明 議員	8番	喜島 孝行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 保枝力人君 書記 森妙子君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	企画観光課長	辰島月美君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	辰島伸乃介君
総務課長	泉清一郎君	住民税務課長	小松洋仁君
保健福祉課長	松井学君	産業振興課長	柳栄治君
会計課長	古島敦子君		

## △ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

- △ 日程第1 認定第1号 令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- △ 日程第2 認定第2号 令和6年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第3 認定第3号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第4 認定第4号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第5 認定第5号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第6 認定第6号 令和6年度宇検村簡易水道事業会計歳入歳出決算について
- △ 日程第7 認定第7号 令和6年度宇検村集落排水事業会計決算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第1、認定第1号、令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第7、認定第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計決算についてまでの7件を一括議題とします。

本7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（海原隆家議員）

皆さん、改めましておはようございます。これより、令和6年度宇検村一般会計、特別会計及び公営企業会計決算審査報告を行います。

令和7年第3回定例会において、全員で構成する決算審査特別委員会に付託されました令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算、4特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算審査の結果を下記のとおり報告いたします。

### 審査の概要

令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算及び特別会計の国保事業、国保施設事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の歳入歳出決算、公営企業会計の簡易水道事業、集落排水事業決算について審査いたしました。

住民の税収を財源に、住民生活や福祉向上のために、単年度にどれほどの行政効果、経済効果をもたらしたか、無駄を省いた歳入歳出が的確に執行されているか、また全ての村民に公正公平に行財政運営が行われているかを重点に審査した結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと可決いたしました。

審査の詳細について、以下、報告いたします。

### 一般会計決算について

歳入決算総額47億2,838万6,000円で、主な内訳は自主財源11億1,131万4,000円で23.5%、依存財源は36億1,707万2,000円で76.5%、令和6年度の繰越金は5億3,980万7,000円となっております。村税については、現年度の徴収率が98.6%となっており、収入未済額は村民税が23万8,000円、固定資産税が230万1,000円の総額253万9,000円であり、不納欠損額は固定資産税の33万4,000円となっております。また、税外収入での収入未済額は住宅使用料が660万7,000円であり、前年度より62万円減少しているが、滞納者対策については村民の公平公正な観点からも適正な徴収対策をしていただくことを強く望みます。

歳出決算総額は44億6,779万2,000円で、内訳は義務的経費14億1,927万円で、前年度比4,090万6,000円の増、投資的経費13億7,801万1,000円で、前年度比6億7,811万3,000円と大幅に増。その他物件費等は16億7,051万1,000円で、前年度比3億5,113万9,000円の増で、本年度歳出総額は前年度比10億7,015万8,000円の増となっております。

### 特別会計決算について

4特別会計歳入決算総額10億2,523万1,000円で、歳出決算総額9億5,044万円となっております。

国保事業においての歳入決算額は2億6,102万7,000円、前年度比4,894万5,000円増、歳出決算額は2億5,674万3,000円、前年度比4,831万2,000円増で、主に保険給付費が増加しております。また、国保税の徴収率は92.1%で、前年度より3.3%低下しており、収入未済総額は213万2,000円であり、前年度より83万3,000円増加しています。今後、一般会計と同様に全庁的な徴収の取組を求めます。

国保施設事業においての歳入決算額は4億2,892万4,000円、前年度比2億395万7,000円増、歳出決算額は3億8,757万8,000円、前年度比1億8,231万円増で、主に診療所建設によるものであります。

介護保険事業においての歳入決算額は2億8,478万8,000円、前年度比844万7,000円減、歳出決算額は2億5,578万8,000円で、前年度比2,257万5,000円減で、主に保険給付費が減少しております。

後期高齢者医療事業においての歳入決算額は5,040万2,000円、前年度比40万8,000円増、歳出決算額5,033万1,000円、前年度比56万9,000円増となっております。

本来、特別会計は独立採算が原則であるが、依然として一般会計からの繰り入れが多く、一般会計の財政を圧迫している状況となっているため、長期的な計画や抜本的な対策が求められます。

### 公営企業会計について

簡易水道事業、集落排水事業会計については、令和6年度から公営企業会計に移行し、運営方法が変更となったため、前年度との比較対象とはならないものであります。

水道使用料、集落排水使用料は他会計同様に村民の公平公正な観点からも、適正な徴収を望むとともに、集落排水事業においては加入率の向上に努めていただき、抜本的な対策を求めます。

### 主な意見、質疑

税、使用料など、発生から消滅まで適正に管理し、確実な回収を図るための債権管理条例の制定も必要ではないか。次に、税の徴収においては担当者を置くことも必要ではないか。庁内システム

の連携をしっかりととしてほしい。種キビの需要をしっかりと見込み、情報収集や農家回りをしてほしい。村道曾津高崎線での未登記箇所においては、簡易舗装でもいいのではないか。給食センター建設では、物価高騰による建設費の増加も予想されるので、正確な設計を出してほしい。使用料領収証の名義を明確にしてほしい。水道使用料検針票の印字が読みづらい、改定を求める。補正で安易な予算を計上するのではなく、当初予算において厳正で厳格な予算立てを望む。使用料について、不納欠損にならないよう徴収に努めてほしい。県道曾津高崎線でのカーブミラーの設置、路面の改修を県へ依頼してほしい。村税、水道使用料、住宅使用料、育英資金の返済金において、村民利用者の公平公正な観点からも、適正な徴収を望む。旧漁業集落排水事業の適正な管理を望む。

#### 検査の結果

令和6年度決算はおおむね初期の目的に沿って執行されたと評価します。経常収支比率92.9%、実質公債費比率9.4%、前年度比0.1%の増となっており、将来負担比率は0%ではありますが、財政健全化に向けてなお一層の努力を切望します。また、一般会計及び特別会計の起債残高合計は49億3,444万9,000円で、前年度比4,423万3,000円増であります。財政の弾力化、健全化に向けて、更なる行政改革の持続的な努力と自主財源確保のための施策が求められます。

本決算審査特別委員会に付託された令和6年度一般会計、4特別会計、2公営企業会計決算は、全会一致で認定することに決定しました。社会情勢や経済が変動を続ける中、財政も厳しい状況が続くと予想されますが、本村の将来を見据えた行財政運営に努められるよう要望し、令和6年度決算特別委員会の報告とします。以上です。

#### ○議長（喜島孝行議員）

以上をもって委員長報告を終わります。

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で慎重に審査が尽くされておりますので、認定第1号から認定第7号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、認定第1号から認定第7号までの7件を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### ○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

認定第1号、令和6年度宇検村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、令和6年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

認定第2号、令和6年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

認定第3号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

認定第4号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

認定第5号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

認定第6号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

認定第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計決算については、認定することに決定しました。

△ 日程第8 議案第46号 宇検村森林環境譲与税基金に関する条例の制定について

○議長（喜島孝行議員）

日程第8、議案第46号、宇検村森林環境譲与税基金に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第46号について提案理由のご説明をいたします。

議案第46号は、森林環境譲与税の使途を明確にするために、新たに宇検村森林環境譲与税基金に関する条例の制定し、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理議員）

今の村長の答弁で、この条例、新たに条例を制定するということでしたけれども、この森林環境譲与税は令和元年に始まっていますけれども、この間、どのような取り扱いを行ってきたのか、伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。森林環境譲与税は今議員が言われたとおり、令和元年度から交付されておりますが、現在までは以前基金のほう、村の基金にあった山林運営基金の中で、森林譲与税も同じ基金の中で管理をしておりましたが、先ほど村長からあったとおり、使途を明確にするために以前の山林運営基金と森林環境譲与税をそれぞれ管理をするということです。

○1番（川上真理議員）

分かりました。森林環境譲与税については、ホームページ等でその使途についてしっかりと住民にも知らせるということになっていますので、本村もホームページ確認しましたら、令和5年度末までの使途について、しっかりと知らせ、記載されておりました。その中ですね、使途公表をしている中で、事業名に森林環境譲与税基金積立というふうな事業名が既になっていたのですね、本来であれば、もう始まったときからしっかりと条例を制定するべきではなかつたんでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この基金が交付された当初は、ほかの市町村とか県とかとも協議をしながら、その基金だけ、森林環境譲与税だけで基金を作るのか、今まで宇検村が行っていた形ですかとか、協議をしたうえで森林環境譲与税だけの、その条例を制定した当初は合わせてという形を取っていましたが、昨年度の会計検査等の中で、それぞれ管理したほうがいいという指摘もあったうえ、今回、見直しを行っております。

○1番（川上真理議員）

はい、分かりました。では、もう少し伺いますけれども、令和元年から今ですね、ホームページには令和5年末までの状況が載っていますけれども、令和元年から6年度末までの譲与額及び6月末時点での活用率を伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

活用率を数字で何%という形は、ちょっと今、手元にはないんですが、取り崩した内訳としましては、令和4年度に林地台帳システムの導入を67万5,400円取り崩しております。令和5年度には森林関係のドローンを購入して、そのシステムとドローン本体の購入のため219万6,854円取り崩しております。令和6年度では、生勝集落の背後地が個人と国有林とあったんですが、その伐採のほうで

63万9,100円取り崩しております。贈与税としては令和元年から6年度までで1,525万9,000円交付されておりまますので、そのうち取り崩したのが351万1,354円となっております。

○1番（川上真理議員）

分かりました。ホームページで見る限りですね、これまでの使途の状況ですけれども、人財育成とか、木材の利用促進というところではですね、まだ手つかずのような状況ですので、ぜひこの条例を制定していただいて、確実かつ効率的に運用が図れるようお願いして、発言を終わります。

○5番（肥後充浩議員）

今の関連してなんですけれども、村の運動公園の再整備とか、そういったことを今検討している委員会はあるんですけども、多分、その中で遊具とか、そういったのも必要になってくると思います。そのときに、やはり木製でのコンビネーション遊具とか、そういったのは多額の金が掛かりますけれども、この第2条を見ると、なかなかそれは直接は関係ないような感じですので、その辺には使えるのか使えないのか、そういうのに。前は交付税で環境交付税、去年度からか、税に変わったんですけど、贈与税に。その中で、やはり他の町村などを見ると、仕様で子供の入学生に木材の木の積木とか、パズルか、そういうのをしようとか、いろんな方法でやっているんですけど、そういう直接山から木を切って来ないものに対しても、これが使えるのかどうか、それが明確化されてないもんですから、どうでしょう。

○産業振興課長（柳 栄治君）

これからの方針につきましては、財政やいろんな計画が今後、公園整備等を含めてあると思いますので、その中で協議していく方針ですが、木製遊具とかに使えるかどうかというところは、今日挙げた条例の2条の中に、木材の利用促進に関する施設等に要する経費というふうにうたっておりますので、木製遊具をそれに当てるということは問題ないと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

追加条例でその辺もしっかりと明記してもらっておったほうが、あと教育委員会のほうで使う金とか、こっちで使う金というのが違ったりしても、またおかしくなるので、条例の変更とか、そういったのもできますので、ぜひその辺の検討も、やっぱり安易に使えるような形にある程度しておかないと、交付税のものとの意味がなくなってしまいますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第46号、宇検村森林環境譲与税基金に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第9 議案第47号 宇検村山林運営基金条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行議員）

日程第9、議案第47号、宇検村山林運営基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第47号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第47号は、宇検村山林運営基金条例の一部を改正する条例についてですが、条例内の森林環境譲与税基金について、新たに条例制定することに伴う条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第47号、宇検村山林運営基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第48号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行議員）

日程第10、議案第48号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第48号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第48号は、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてですが、別表第1に部活動指導員を追加するため条例の一部を改正し議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理議員）

部活動指導員の1時間の時給ですね、これ1,500以内と書いてますけど、1,500円以内ということでおよろしいかなというふうに思いますが、これは最低賃金が変動するので、その最低賃金い合わせているという、合わせて支給するということでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

はい、そのとおりです。鹿児島県の最低賃金が953円から1,026円に上がっていますので、それに合わせて1,500円以内ということにしております。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩議員）

部活動に指導員には、本当に大変感謝しております。今までがボランティアでだと思っておりま

すので、なかなか彼らに報酬的なものはできない部分は、本当にありがたいと思っているところなんですが、この申請はどういうふうにして、この方々にこの1時間彼らの金を支払うような形になっているんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。指導員はですね、学校の教育計画に基づいて、部活動において学校の校長の監督を受けて技術的な指導に従事することとなっております。一応、8月の14日の定例教育委員会のほうで要綱のほうを制定させていただきまして、学校からの、部活動がいろいろあると思うんですけども、学校からの推薦です、推薦によって教育委員会のほうで決定するというような形になっております。以上です。

○5番（肥後充浩議員）

その中に、各活動している部活の中からの申請というのも、何か、法的というか、何か、そういうのを段階ができないのかな。というのは、やはり先生方が付いている場合と付いてない場合もありますし、確実に運動を、その指導をしているという部分はありますので、土日とか、そういったのは先生方がやっぱり加入してなくてやっている部分はあるだろうし、その辺はやはり、この部活動の中からも、この月は何日ぐらいしたよと、何時間ぐらいしているよというのを、やっぱり吸い上げるような方法も取ってもらったら、まだボランティア的な方々も、ガソリン代とか、それぐらいにはなるんじゃないかなと思って言っているところなんですか、その辺の配慮までお願いできないでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。この部活動指導員なんですか、今現在やっている部活動に関しては、指導者としては外部コーチという形で入っております。これも部活動の地域転換の一環としまして、学校から申請が上がってきて部活動指導員として認定されたものに関しては、学校の顧問、学校の先生の教職員の顧問がいなくても、練習はさせられる、大会の引率もできるというような状況です。ですが、学校の先生にも担当に付いていただいて、年間の練習の計画だったり、月間の指導計画だったり、その作成だったりとかですね、あと生徒指導に関する対応等々、学校の教職員にも携わっていただく。ただ、練習と大会引率は学校の顧問がいなくてもできるというような形になっております。あと一応今やっている外部コーチのままでもいいよという人がいるかもしれない、選択できるような形にはとておるところでございます。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひその辺も数少ない指導員の中から、日々頑張ってもらっていますので、ぜひその辺も配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○3番（壽山新太郎議員）

ちなみに、この部活動指導員という方は、村内に何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

まだ学校から推薦が上がってきていないので、部活動指導員はゼロなんですけれども、それぞれの部活動で外部コーチとして今活躍されているコーチの方々は、今のところ全て対象にはなると思っております。

○3番（壽山新太郎議員）

これは中学校の部活動だけが対象ですか。例えばスポ少で長年頑張っている監督コーチとか、マネージャーとかいらっしゃると思います。それは対象にはならないということですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

議員おっしゃるとおりです。今回は今、中学校の学校の教職員のですね、働き方改革の一環として部活動の地域展開をやっている最中でございますので、スポ少等々はですね、今のところ対象にはならない状況です。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第48号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第49号 宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行議員）

日程第11、議案第49号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第49号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第49号は、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、職員の部分休業に関し必要が事項を定めるため条例の一部を改正するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第49号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第12 議案第50号 宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行議員）

日程第12、議案第50号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第50号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第50号は、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、国家公務員に準じて仕事と生活の両立支援の観点から、育児を行う職員の意向確認等の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであり、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第50号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部については、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第51号 物品売買契約について

○議長（喜島孝行議員）

日程第13、議案第51号、物品売買契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第51号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第51号、物品売買契約についてですが、公立学校情報機器を購入することについて、鹿児島

市大黒町1番地1号、株式会社MMC、代表取締役塘 正光氏と契約するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第51号、物品売買契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 同意第2号 宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて

○議長（喜島孝行議員）

日程第14、同意第2号、宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第2号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第2号は、宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについてですが、宇検村教育委員会教育長に、宇検村湯湾58番地2の村野巳代治氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行議員）

起立多数です。

したがって、同意第2号、宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについては、同意することに決定いたしました。

### △ 日程第15 議員派遣の件について

○議長（喜島孝行議員）

日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

### △ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行議員）

日程第16、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △ 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行議員）

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜島孝行

宇検村議会議員 海原隆家

宇検村議会議員 肥後充浩